

養育費請求のための民事執行手続に関する
調査研究業務報告書

令和7年3月
日本加除出版株式会社

は し が き

令和6年5月、離婚後のこどもの養育に関する民法等の一部を改正する法律が成立した。我が国の離婚の約9割を占める協議離婚において、離婚した父母間で養育費の取決めをしたものの、別居している親からこどもと同居している親に対して、任意の支払がされないケースが多数存在していることが指摘されていたところ、これら法改正によって養育費債権に先取特権が付与される効果として、より簡便に養育費の支払を確保できるよう、今後正しい養育費の履行確保を求めていくことが必要であるといえよう。

本報告書では、法務省から受託した令和6年度委託事業「養育費請求のための民事執行手続に関する調査研究」を通じて、①養育費債権の合意文書等を作成することができるようにするための環境整備についての学際・実務両面からの調査研究を行い、②養育費債権の合意文書のモデル案、養育費債権の合意文書等の作成の手引きについて、これらを分かりやすく取りまとめ、③自治体と連携して、これらのモデル案等を当該自治体又は団体に提供し、これらの内容が実効性の高い内容となっているかについてアンケート調査等の効果検証を行った。さらに、これらの効果検証の実施で得られた情報を基にモデル案等の検証を行い、④上記調査・検証の結果及び分析を基に、合議体でモデル案等を改良し、その最終案を作成し、取りまとめている。

本報告書が、今回の法改正により、専門的な法律知識を有しない離婚した父母であっても、養育費債権の合意文書等を作成することができるようにするための第一歩となれば大変幸いである。

なお、本調査研究においては、地域性、人口規模等の諸条件を考慮し、全国より4つの自治体に、養育費債権の合意文書のモデル案及び養育費債権の合意文書等の作成の手引きについての周知・広報、当事者へのアンケートのご協力等をいただいた。実施に当たっては、協力自治体の積極的な働きかけによってこれらの調査研究ができたものであり、この場を借りて厚く御礼申し上げたい。

また、離婚前後の差し迫った状況であるにもかかわらず、調査研究事業の効果検証にご協力いただいた当事者、支援する職員の皆様方、また、これらの合意文書及び作成の手引きの在り方について多数の協議・検討をいただいた協力研究者の諸氏に心より感謝を申し上げる次第である。

令和7年3月

日本加除出版株式会社

協力研究者（五十音順）

安 部 将 規（アイマン総合法律事務所弁護士 大阪弁護士会）

今 津 綾 子（東北大学大学院法学研究科 総合法制専攻准教授）

本 多 広 高（本多法律事務所弁護士 東京弁護士会）

協力自治体（五十音順）

大 阪 府 大 阪 市

静 岡 県 磐 田 市

東 京 都 江 戸 川 区

福 岡 県 福 岡 市

目 次

第1 目的及び概要	1
1 目 的.....	1
2 本調査研究の概要.....	1
(1) 本調査研究について.....	1
(2) 本調査研究の体制	2
第2 養育費債権の合意文書のモデル案等について.....	3
1 養育費債権の合意文書のモデル案の具体的内容	3
(1) モデル案の作成指針.....	3
(2) 支払条項.....	3
(3) 特約条項.....	4
(4) 協議条項.....	4
(5) 清算条項.....	4
(6) 作成日・署名押印	5
2 養育費債権の合意文書等の作成の手引きの具体的内容.....	5
(1) 手引きの作成指針	5
(2) はじめに.....	6
(3) 「養育費合意文書」について	6
(4) 養育費の履行確保手続について	8
3 協力自治体における検証時の注意事項.....	8
第3 協力自治体の選定及び調整.....	9
第4 合意文書のモデル案等についての検証（アンケート調査等）の実施.....	10
1 実施までの流れ	10
(1) 協力自治体における周知広報	10
(2) 調査研究専用ページの作成.....	11
(3) 自治体担当者との調整.....	11
2 自治体での取組状況(～2 月末).....	12
3 アンケートによる効果検証の実施.....	12
(参考) 効果検証で実施したモデル合意文書	12
第5 検証（アンケート調査等）の結果概要	17
1 合意文書のモデル案等に関するアンケート結果	17
(1) 実施手続.....	17
(2) 質問項目	17
(3) 離婚当事者からのアンケート回答結果	18
(4) 協力自治体等の窓口対応者等からのアンケート回答結果	23

2 協力自治体との意見交換会等	27
(1) 協力自治体における取組状況	27
(2) 協力自治体との意見交換会での議論など	28
第6 今後の検討課題	30
1 民法等改正法の周知の必要性	30
2 自治体等と協働しての整備事項	30
3 周知方法・作成ツール等について	31
 別紙1 モデル案（合意文書）	
別紙2 こどものための養育費合意文書作成の手引き（Q&Aを含む）	

第1 目的及び概要

1 目 的

我が国の離婚の約9割を占める協議離婚において、離婚した父母間で養育費の取決めをしたものの、別居している親から子どもと同居している親に対して、任意の支払がされないケースが多数存在している（厚生労働省の「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」によれば、養育費の取決め率は母子家庭で46.7%、父子家庭で28.3%である一方で、受領率は母子家庭で28.1%、父子家庭で8.7%である。）。

父母は、離婚後も、未成年子に対する生活保持義務を負い、養育費については、離婚時に、父母間の協議により定めるとされているところ、これまでは、別居親が養育費を任意に支払わない場合、同居親が、公正証書や裁判所の審判等の債務名義を取得した上で、民事執行の申立てをすることにより、別居親の財産等を差し押える必要があった。しかし、今般、民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）（以下「民法等改正法」という。）が成立したことにより、これら養育費債権に先取特権が付与される効果として、同居親が、債務名義を取得しなくても、父母間で作成した一定の養育費債権の合意文書に基づいて民事執行の申立てができることとなった。

法務省令和6年度委託事業「養育費請求のための民事執行手続に関する調査研究」（以下「本調査研究」という。）は、同居親がより簡便に自ら民事執行の申立てをすることができるようにすることが望ましいとする考え方の下、専門的な法律知識を有しない離婚した父母であっても、養育費債権の合意文書等を作成することができるようにするための環境整備、並びにこれらの合意文書等の取りまとめについての調査研究を行い、その結果及び分析を基に、合議体でモデル案等を改良し、その最終案を作成して公表することを目的とするものである。

2 本調査研究の概要

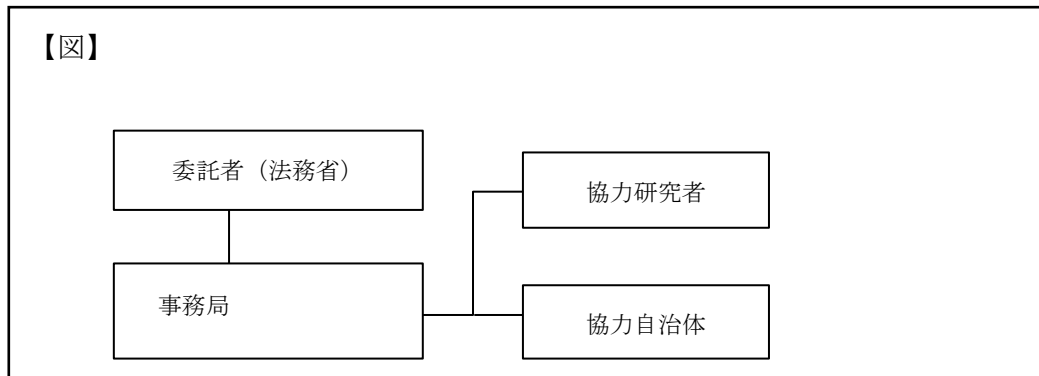
(1) 本調査研究について

本調査研究においては、①専門的な法律知識を有しない離婚した父母が民事執行手続の申立てに必要な資料（養育費債権の合意文書等）を自ら作成できるようにするため、現状の把握、どのような環境整備が必要であるかについて、学際・実務両面からの調査・検討を行い、②養育費債権の合意文書のモデル案（以下「モデル案」という。）、養育費債権の合意文書等の作成の手引き（以下「手引き」という。）、Q&Aの原案及び必要な支援（以下、まとめて「モデル案等」という。）について、それぞれ配慮すべき点や作成・支援をしやすい工夫などを取りまとめた。

また、③自治体と連携して、モデル案等を当該自治体又は団体に提供し、これらの内容が、養育費債権の合意文書を作成する上で実効性の高い内容となっているかについてアンケート調査等の効果検証を行い、これらの効果検証の実施で得られた情報を基にモデル案等の検証を行い、上記調査・検証の結果及び分析を基に、合議体でモデル案等を改良し、その最終案を作成して、本報告書として示した。

(2) 本調査研究の体制

本調査研究は、以下の体制にて行った。



ア 協力研究者

本調査研究の実施に当たっては、協力研究者として安部将規弁護士（大阪弁護士会）、今津綾子准教授（東北大学）、本多広高弁護士（東京弁護士会）の3名を選定の上、合議体により、モデル案等について、それぞれ配慮すべき点や作成・支援をしやすい工夫などの検討、アンケート等の効果検証など、本調査研究の実施に必要な事項全般について協議の上、進めていった。

イ 協力自治体

協力自治体には、人口規模、地域等諸条件を考慮し、大阪府大阪市、静岡県磐田市、東京都江戸川区、福岡県福岡市の計4自治体を選定した。

第2 養育費債権の合意文書のモデル案等について

1 養育費債権の合意文書のモデル案の具体的内容

(1) モデル案の作成指針

改正前の民法等によれば、父母間で養育費の取決めがされていた場合であっても、公正証書や家庭裁判所の調停調書等の債務名義がない限り、債権者が民事執行の申立てをすることができなかつたため、債権者にとって手続の負担が重く、これが養育費の請求を断念せざるを得なくなる原因の1つとなっているとの指摘がされていた。そこで、改正後の民法第306条第3号及び第308条の2は「子の監護の費用」に係る債権の一定範囲に先取特権を付与することとしており、これにより、債権者は、債務名義がなくても、民事執行の申立てをすることができ、かつ、他の一般債権者に優先して弁済を受けることができることとなった。

この点、先取特権を実行するためには、担保権の存在を証する文書を裁判所に提出することが必要であるところ、本調査研究において作成するモデル案は、裁判所に提出する文書として利用することを念頭に置き、先取特権の存在を証する文書として必要かつ十分な内容となるよう検討を行うこととした。

一方、上記のような養育費債権に先取特権を付与した趣旨からすれば、養育費を請求しようとする債権者にとって、合意文書作成の負担が重く、養育費の請求を断念せざるを得ないような内容となってはならない。そのため、専門的な法律知識を有しない父母間の協議であっても十分に作成ができるよう、可能な限り、簡潔かつ平易な内容となるよう検討を行うこととした。

(2) 支払条項

ア 第1条には「支払条項」を設け、先取特権の存在を証する文書として必要かつ十分な内容となるよう、権利者・義務者・養育費の対象となる子どもを明示した上、養育費の支払期間・金額・支払時期を記載する欄を設けた。なお、支払時期及び金額については、養育費の特性として、子どもの養育のためには毎月定額が継続的に支払われていくことが望ましいことから、月ごとの金額を定めた上で、原則として毎月定期までに1か月分を支払うことを推奨し、数か月分を一括して支払う方法も選択可能とする記載とした。

また、実際の父母間の協議においては、以上の事項に併せて支払方法を定めることが、その後の支払を継続させていく上で有用であると考えられるため、振込先等を記載する欄も設けた。

なお、第1条の支払条項については、専門的な法律知識を有しない父母間においても一見して内容が理解しやすくなるよう、表形式を採用することとした。

イ なお、算定表においては、子どもが複数いる場合、子ども1人ずつの金額ではなく、子ども全員分をまとめた合計金額が提示されているため、モデル案においても、合計金額を記載する欄を設けることも検討した。しかし、算定表を参考にして合計金額を定めた上で、子ども1人ずつの金額を分配して定めることも可能であること、子どもごとに支払の終期が到来するタイミングが異なるため、子どもごとに金額等を定めることが有用であること等から、あえて合計金額を記載する欄は設けず、子ども1人ずつの金額を記載する欄を設けることと

した。

(3) 特約条項

父母間で養育費について協議する際、必ず取決めをすべき事項とそれ以外の特約として取決めをしてもよい事項を分かりやすく区別することが有用であると考えられる。

そこで、先取特権の存在を証する文書の内容として取り決めるべきだと考えられる基本的な事項については、第1条に記載することとし、それ以外の特約として取り決めることもできる事項については、第2条に設けた「特約条項」に記載するよう整理した。

なお、特約の内容については、それぞれの父母やこどもの事情によって様々なものがあり得ることから、特約条項を記載する欄は空欄とした上、後述する手引きにおいてその具体例を示すこととした。

(4) 協議条項

養育費は、父母間で一旦取り決めた後も、こどもの成長や父母の生活状況等の変化に応じて、柔軟に金額等の支払条件を変更することが必要なものである。

そこで、父母間において、「養育費合意文書（以下「本合意文書」という。）」の作成後も、引き続き円滑な協議を継続することを促進する趣旨から、第3条には「協議条項」を設けることとした。

なお、協議条項については、父母間での協議を義務づけるものではなく、努力規定にすぎないため、モデル案を簡潔かつ平易なものにする趣旨から、あえてモデル案の条項としては記載しないという意見もあったが、前記のとおり、父母間で引き続き協議をすることの重要性を明確にするため、モデル案の条項として記載することとした。

一方、協議条項において、再度協議をすべき場合を明示することにより、それ以外の場合には再度協議をする必要性がない、あるいは、それ以外の場合には支払条件を変更することができないという誤ったメッセージを発しかねないという懸念も示された。そのため、再度協議をすべき場合としては、「病気、進学、転職、再婚、養子縁組」といった典型的な例を列举するとともに、「その他の事情」という余白を残した文言を用いることにより、幅広い場合に再度の協議を推奨するような記載とした。

(5) 清算条項

ア 本合意文書の作成後、養育費の清算に関する金銭的なトラブルを予防する趣旨から、第4条には「清算条項」を設けることとした。

また、民法等改正法施行後には、とりわけ、合意文書を作成するまでに発生していた法定養育費の取扱いが紛争になるおそれがあるため、清算条項において、合意文書を作成するまでに発生していた法定養育費の請求の可否を整理することとした。

なお、法定養育費は、離婚の日から、①父母の協議により養育費の額が定められた日（本合意文書を作成した日）、②審判により養育費の額が定められた日、③こどもが成年に達した日のいずれか早い日までの間発生するところ、審判により養育費の額が定められる際は、その審判の中で法定養育費の取扱いについても整理されることが期待されるし、こどもが成

年に達した後に本合意文書を作成することは通常考え難いことから、①の場合を想定した記載とすることとした。

イ また、法定養育費の取扱いについては、合意文書作成日における既発生分の法定養育費の額及びその支払期限等についても記載する案も検討した。

しかし、法定養育費は、離婚後、毎月末に支払期限が到来し、その後、その遅延損害金も発生するものであるところ、専門的な法律知識を有しない父母間において、正確な合計金額を計算して記載することはおよそ期待し難く、ほとんどの場合、誤った金額が記載されてしまうことが想定された。その場合、清算条項としてその額を記載する以上、一部債権の放棄と評価され、当事者にとって予期していなかった不利益が発生するおそれについて懸念が示された。そのため、モデル案においては、法定養育費の額等に関する記載は求めないこととした。

なお、そうした場合、モデル案において法定養育費の取扱いに触れる必要性についても懸念が示された。しかし、合意文書で取り決めた金額が、法定養育費を除いた金額であるのか（法定養育費については別途請求する趣旨なのか）、法定養育費を含めた金額であるのか（法定養育費については放棄する趣旨なのか）を明確にして、法定養育費の取扱いに関する紛争を防止する趣旨から、その記載を維持することとした。

(6) 作成日・署名押印

法定養育費は、前記のとおり、離婚後、父母の協議により養育費の額が定められた日まで発生するところ、法定養育費の終期を明確にするためにも、作成日の記載を求めることとした。

また、本合意文書を、先取特権の存在を証する文書として裁判所に提出することを念頭に置いた場合、いわゆる「成立の真正」を証明することが必要となる。そこで、「成立の真正」を証明するためには、父母本人の署名及び押印があることが望ましいところ、父母双方の氏名の記載欄を設けたほか、可能な限り押印も促すように、氏名の記載欄の末尾には「印」の記号を付すこととした。

2 養育費債権の合意文書等の作成の手引きの具体的内容

(1) 手引きの作成指針

養育費合意文書は、前記のとおり、専門的な法律知識を有しない父母間の協議であっても十分に作成ができる内容となることを目標としていることから、手引きは、父母間の協議で養育費合意文書を作成しようとした際、その記載方法が分からない部分について、手引きを参照しながら記載することができるような内容となるよう検討を行うこととした。

また、本調査研究は、債権者が養育費の請求を断念せざるを得ないような事態を改善することを目的としていることから、本合意文書の作成後、債務者からの養育費の支払が滞ってしまった場合、債権者としてはどのような手続を取ることができるのかという点についても、簡易な説明を検討することとした。

(2) はじめに

手引きのはじめには、父母間での養育費の取決めを促進する趣旨から、養育費がこどものために大切な費用であること、その取決めをすることもこどものために大切なことであることを明らかにすることとした。

なお、こどものためには、まずは父母間での協議を行うことが重要であると考えられる一方、様々な事情により、父母間での協議が困難であるケースや、必ずしもそれが最適とは考えられないケースも存在し得る。そのため、本合意文書の作成が必要不可欠なものというわけではなく、公証人に依頼して公正証書を作成したり、裁判所の手続を経て調停調書等を作成したり、弁護士や民間のADR機関等に相談したりすることもできるということを指摘することとした。

(3) 「養育費合意文書」について

手引きについては、前記(1)のとおり、養育費合意文書の記載方法を説明することが中核の役割であるため、養育費合意文書の記載方法につき、各条項の順に説明を記載することとした。

ア 支払条項(第1条)

支払条項については、「(1) 養育費を支払う者と受け取る者」、「(2) 養育費の対象となる子」、「(3) 養育費の金額」、「(4) 養育費の支払期間」、「(5) 養育費の支払時期」、「(6) 養育費の支払方法」の順で、各項目に記載すべき内容につき、具体例も併せて記載した。

養育費の金額については、裁判実務においても参考にされており、父母間の協議においても参考にすることが想定される「算定表¹」につき、裁判所ウェブサイトのURLを含めて紹介することとした。その際、養育費を算定する考え方や算定表の使用法等について更に詳細に説明をすることも考えられたが、養育費は、具体的なこどもや父母の生活状況等に応じて様々な在り方が考えられることから、一般的に望ましい算定方法を推奨することは困難であり、場合によっては誤った認識を与えかねない。そのため、算定表はあくまで目安にすぎないことなど利用上の留意点も指摘しつつ、算定表について簡易な紹介をすることにとどめた。

支払の終期については、養育費が、こどもが成年(18歳)に達したときに終了するものとは限らず、こどもが経済的に自立するまで支払われるべきものであることを明確にした上、大学卒業時期となる「子が22歳に達した後の最初の3月まで」という記載を1つの典型例として紹介することとした。

イ 特約条項(第2条)

特約条項については、典型的な具体例として、「ア 毎月の支払額を変動制にする場合(ボーナス支払時の加算等)」、「イ 特別な費用の負担(進学や病気等)」、「ウ 養育費のうち、携帯電話の利用料金や塾の授業料等を、携帯電話会社や塾等に直接支払うことにする場合」を紹介することとした。

特約条項の具体例のうち、特に進学の費用については、大学等の入学費用が、多額で、か

¹ 「養育費、婚姻費用の算定に関する実証的研究」をテーマに、東京及び大阪の家庭裁判所所属の裁判官を研究員とする司法研究が行われ、その研究報告として、下記裁判所ウェブサイト等にて公表されたもの。
https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryo/H30shihou_houkoku/index.html

つ、入学前の指定された時期に一括して支払を求められるものであり、同居親の大きな経済的負担になっているとの実情から、入学前の一定時期に支払期限を定めることを推奨する案も検討した。しかし、そのような支払期限の定めを推奨した場合、他方で、別居親にとって大きな経済的負担となり、未払等のトラブルを誘発することにもなりかねないため、そのような記載を推奨することまではせず、基本的には当事者間の協議に委ねることとした。

また、携帯電話の利用料金等の支払については、離婚後も、引落とし口座が別居親の口座のままとなっており、その料金等の引落としが養育費の支払の一部に充当されるのか否かが争いになることがある実情を踏まえて、その支払を特約として定めることを提案することとした。一方で、そのような紛争の解決方法としては、本合意文書に定めるのではなく、離婚の際に、携帯電話の利用料金等の引き落とし口座を、別居親の口座から同居親の口座やこどもの口座に変更することが簡便であるため、それを推奨する内容も記載することとした。

ウ 協議条項（第3条）

協議条項については、父母間での円滑な協議の継続を促進するため、養育費が、子どもや父母の生活状況等の変化に応じて、柔軟に金額等の支払条件を変更することが必要なものであることを説明することとした。

また、その典型例として、子どもが15歳になり、高校等に入学した場合（算定表においても、15歳を区切りとして養育費の金額が変動している。）を示すこととした。

なお、協議条項の記載内容と直接的には関係しないが、父母間での協議等を引き続きスムーズに行うことを促進する趣旨から、住所・勤務先・連絡先等を変更した場合には相手方にそれらを伝えることを推奨することとした上、父母間のDVや子への虐待等があるようなケースについては配慮が必要であること等も注記することとした。

エ 清算条項（第4条）

清算条項については、その記載方法について説明した上で、法定養育費の制度自体が、専門的な法律知識を有しない父母にとっては馴染みのないものと考えられることから、その内容について簡易に説明をすることとした。

その際、法定養育費は、飽くまで養育費の取決めをするまでの暫定的・補充的な制度であることを明確にした上で、父母間の協議により適正な額の養育費の取決めをすることの重要性を記載することとした。

オ 作成日・署名押印

父母本人の署名や押印については、前記のとおり、「成立の真正」を証明するために重要なものであることから、可能な限り父母本人の署名や押印を推奨することとした上で、その必要性を理解してもらうため、「成立の真正」に関する簡易な説明を記載することとした。

また、今後、父母間で合意文書が作成される際、直接対面して合意文書を作成するのみならず、メールやSNSといった手段でやりとりをして合意文書を作成するケースも多くなるものと考えられる。そのため、取決めの経緯が分かるようなメール、SNSのやりとり等を保存しておくことを推奨することとした。

なお、署名押印については、モデル案が、先取特権の存在を証する文書として利用されることを念頭に置いて、それを裁判手続で有効に利用するためにあり得る方法について様々な意見が交わされた。例えば、私文書の「成立の真正」の証明に関する裁判実務上の取扱いを

念頭に置いて、署名を求めることを原則とすべきであるという意見や、押印の場合には印鑑証明書を取得することを推奨すべきであるといった意見も示された。

一方、本調査研究の目標は、父母間の協議を促進し、また、債権者にとって手続の負担が重く、養育費の請求を断念せざるを得ないような状況を改善することにあるところ、合意文書を作成する際に、署名を必須としたり、また、印鑑証明書の取得を推奨したりすることは、当事者にとって合意文書作成のハードルを上げ、協議の促進を阻害するという懸念も示された。また、そのように原則としてのハードルを上げることで、今後、養育費債権の先取特権に関する裁判実務が積み上げられる際、合意文書の成立の真正の証明に求められるハードルも上げることになりかねないという懸念も示された。

そこで、署名や押印については、原則として必須としたり、印鑑証明書の取得まで求めたりすることはせず、可能な限り、これらを推奨する記載にとどめることとした。

他方、そのように、署名や押印を必須としない場合、そのいずれもない合意文書については、どのようにして成立の真正を証明するのかという懸念が示された。そこで、前記のとおり、今後は、特にメールやSNS上でやりとりをして合意文書を作成する父母も増えると想定されるため、その取決めの経緯等を明らかにするメールやSNSの履歴を保管することを推奨することとした。

(4) 養育費の履行確保手続について

養育費の履行確保手続については、本調査研究の対象としている父母が、協議により養育費の取決めをすることができるようなケースを想定していることから、養育費の支払が滞った際も、直ちに強制的な手段によることなく、まずは父母間の話し合いによる解決を試みることを推奨することとした。

その上で、話し合いによる解決が困難であり、民事執行の手続を利用することになる場合には、父母間で本合意文書を作成済みであり、当該合意文書を利用して先取特権を行使するケースを念頭に置き、その一般的な手続の流れを説明することとした。

なお、民事執行の手続については、専門的な法律知識を有しない父母にとっては馴染みがないものと考えられるため、詳細な法律用語等の説明は避けることとして、フローチャートにより大枠を視覚的に示した上、その詳細についても知りたい場合、各機関（弁護士会・ADR機関・裁判所）のウェブサイトを開覧してもらうこととした。

3 協力自治体における検証時の注意事項

以上の検討事項を踏まえてモデル案及び手引きを作成したが、協力自治体における検証時は、民法等改正法の施行前であることから、検証時に利用することができない制度を前提とすることによる混乱を避けるため、上記検討結果のうち、法定養育費の制度や養育費債権の先取特権に関する記載は含めないものとする事とした。

第3 協力自治体の選定及び調整

前記第1の2(2)イのとおり、本調査研究の協力自治体の選定を行った。選定においては、自治体の地域性、人口規模等の諸条件を考慮し、最終的に以下の4自治体を協力自治体として相談・選定した(五十音順)。

① 大阪府大阪市

- ・人口 279万5470人(令和7年1月時点)
- ・婚姻件数 16488件(令和4年)
- ・離婚件数 5052件(令和4年)
- ・部署 こども青少年局子育て支援部こども家庭課(ひとり親等支援グループ)

② 静岡県磐田市

- ・人口 16万5,426人(令和6年12月末時点)
- ・婚姻件数 545件(令和4年)
- ・離婚件数 187件(令和4年)
- ・部署 こども部こども未来課

③ 東京都江戸川区

- ・人口 69万3653人(令和7年2月時点)
- ・婚姻件数 3197件(令和5年)
- ・離婚件数 1073件(令和5年)
- ・部署 生活振興部区民課戸籍管理係

④ 福岡県福岡市

- ・人口 165万8978人(令和7年2月時点)
- ・婚姻件数 8723件(令和4年)
- ・離婚件数 2538件(令和4年)
- ・部署 こども未来局こども家庭課

第4 合意文書のモデル案等についての検証（アンケート調査等）の実施

1 実施までの流れ

(1) 協力自治体における周知広報

本調査研究では、受託者と協力自治体において、それぞれ養育費債権の合意文書のモデル案、養育費債権の合意文書等の作成の手引き等の内容についてアンケートのご協力をいただく案内のちらしを作成し、また、自治体によってはウェブサイトにおいてこれらの案内等を掲示してもらうことで、広く離婚当事者へ周知を行うこととした。

ア 案内ちらし

案内ちらしには、現在協力自治体において、法務省が受託者に委託した調査研究に協力している旨、離婚当事者に対し、養育費債権の合意文書のモデル案、作成の手引きの内容等についてのアンケート協力を実施している旨、詳細は受託者が作成した専用ウェブページ（以下「調査研究専用ページ」という。）にて案内を行っており、二次元コードないしは各自治体ウェブサイト等の情報を読み取って、調査研究専用ページへアクセスしてほしい旨などを記載した。

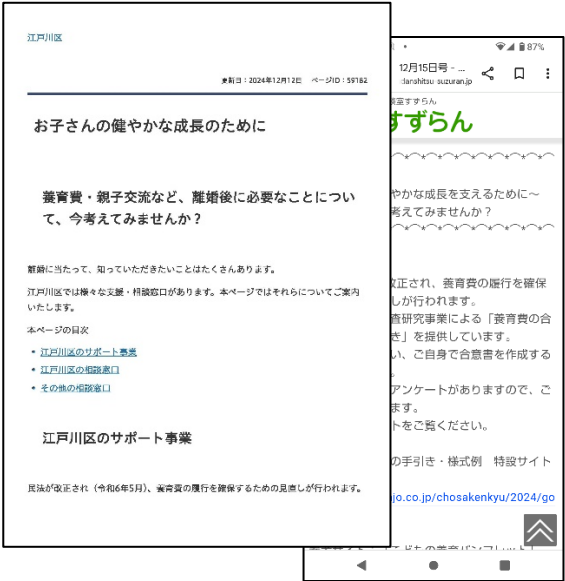
イ 自治体ウェブサイトでの案内（任意）

続いて、一部の自治体において、担当部局を中心に自治体ウェブサイト上でアンケートによる合意文書並びに手引きについての効果検証を実施する旨の案内や、案内ページ作成などを検討いただいた。（各協力自治体がその他取り組んだ周知広報方法については、後記第5の2（27頁以下）を参照。）

（参考1）案内ちらし（磐田市の例）



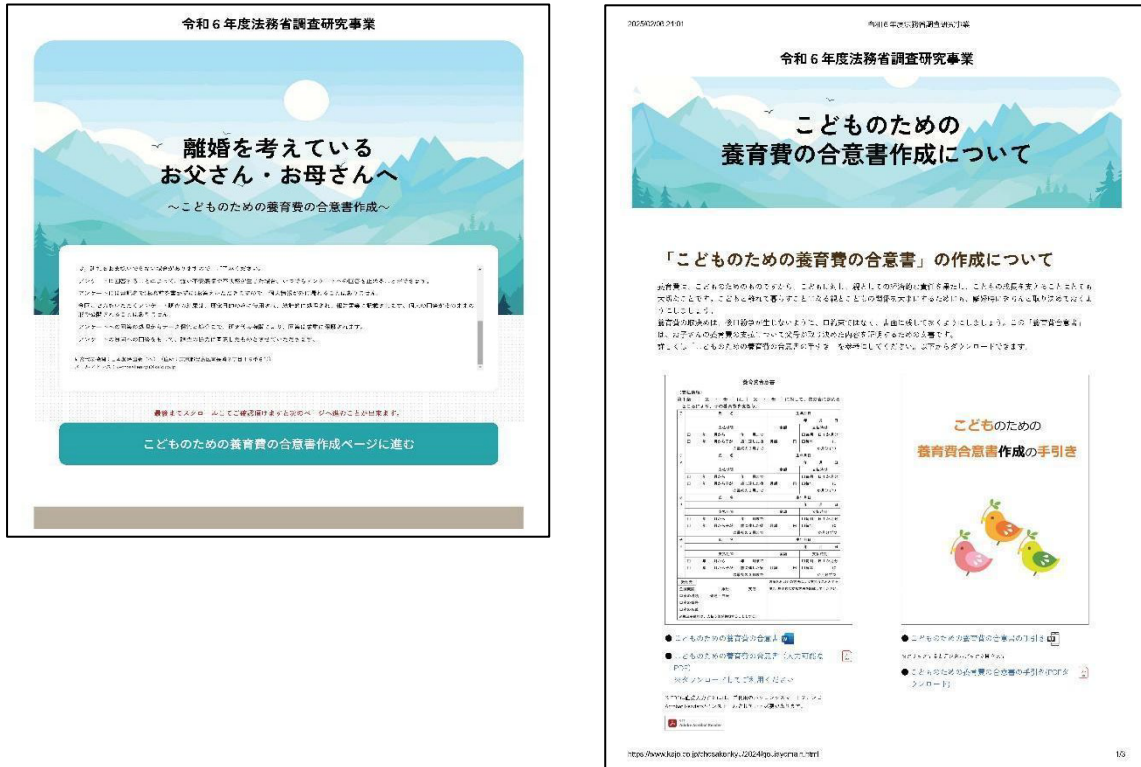
（参考2）自治体ウェブサイト等（江戸川区の例）



(2) 調査研究専用ページの作成

案内ちらし・自治体ウェブサイトでの案内方針などを各自治体において検討後、受託者においてちらしや自治体ウェブサイトの案内ページと、アンケートによる効果検証をつなぐ媒介として、調査研究専用ページの作成を行った。

(参考3) 調査研究専用ページ²



調査研究専用ページは、本調査研究における留意事項（倫理的配慮）を各当事者が閲覧・承諾後、別ページにてアンケートを実施してもらう形式を取った。

調査研究専用ページにおいては、「子どものための養育費の合意書」（word、入力可能なPDF）、「子どものための養育費合意書作成の手引き」（PDF、デジタルブック）、「子どものための養育費の合意書（記入例1）」「子どものための養育費の合意書（記入例2）」を掲載し³、サイトへのアクセス者が自由にこれらの書面をダウンロードできる形式を取っている。

また、これらの書面の下部にウェブアンケートへのアクセス先を案内している。

(3) 自治体担当者との調整

調査研究専用ページが具体的に確定した後、①案内ちらしの配布、②離婚当事者による調査研究専用ページへのアクセス方法、③ウェブアンケート回答までの流れを、協力自治体の担当者に対して周知・説明を行った。

² <本調査研究における留意点>の内容について、承諾のち「子どものための養育費の合意書作成ページに進む」をクリックすると、次頁に遷移する。

³ アンケートによる効果検証で使用した文書については12頁以下に掲載した。

2 自治体での取組状況(～2 月末)

後記第 5 のとおり、当事者並びに支援者・職員からのアンケート結果の収集を行った。

3 アンケートによる効果検証の実施

協力自治体における合意文書並びに手引きについてのアンケートの案内は、令和 6 年 1 2 月 9 日から令和 7 年 2 月 2 8 日までの約 3 か月、順次行われた。

(参考) 効果検証で実施したモデル合意文書

(合意書案)

養育費合意書			
(支払条項)			
第 1 条 [父 ・ 母] は、[父 ・ 母] に対して、次の表に定めるところにより、子の養育費を支払う。			
子 1	氏 名	生年月日 年 月 日	
	支払期間	金額	支払時期
	☐ 年 月から 年 月まで		☐ 毎月 日 1 か月分
	☐ 年 月から子が 歳に達した後の最初の 3 月まで	月額 円	☐ 毎年 月に 1 か月分ずつ
子 2	氏 名	生年月日 年 月 日	
	支払期間	金額	支払時期
	☐ 年 月から 年 月まで		☐ 毎月 日 1 か月分
	☐ 年 月から子が 歳に達した後の最初の 3 月まで	月額 円	☐ 毎年 月に 1 か月分ずつ
子 3	氏 名	生年月日 年 月 日	
	支払期間	金額	支払時期
	☐ 年 月から 年 月まで		☐ 毎月 日 1 か月分
	☐ 年 月から子が 歳に達した後の最初の 3 月まで	月額 円	☐ 毎年 月に 1 か月分ずつ
子 4	氏 名	生年月日 年 月 日	
	支払期間	金額	支払時期
	☐ 年 月から 年 月まで		☐ 毎月 日 1 か月分
	☐ 年 月から子が 歳に達した後の最初の 3 月まで	月額 円	☐ 毎年 月に 1 か月分ずつ
振込先		※振込み以外の方法により支払うこととする場合、具体的な支払方法を記載してください。	
口座種別		銀行 支店	
口座の種別		普通・当座	
口座の番号			
口座の名義			
※振込手数料は、支払う側が負担することとする。			

(特約条項)

第 2 条 前条の規定のほか、本合意の特約として、次のとおり合意する。

(協議条項)

第 3 条 父及び母は、第 1 条の表に掲げる子について、父、母又は子の病気、進学、転居、再婚、養子縁組その他の事情により、養育費の金額その他の支払条件を変更する必要があるときは、別途、誠実に協議する。

(清算条項)

第 4 条 父及び母は、第 1 条の表に掲げる子の養育費について、本合意書に定めるもののほか未払のものが無いことを相互に確認する。

以上のとおり合意が成立したことを証するため、父母各自が氏名を記載（押印）する。

作成日 年 月 日

父 印

母 印

(記載例①)

記載例1

養育費合意書

(支払条項)

第1条 「父」・「母」は、「父」・「母」に対して、次の表に定めるところにより、子の養育費を支払う。

子	氏名	生年月日
1	乙村 敦人	2009 年 1 月 1 日
	支払期間	金額 支払時期
	☐ 年 月から 年 月まで	☐ 毎月 日 1 か月分
	☒ 2024 年 12 月から子が 22 歳に達した後の最初の3月まで	月額 8 万 円 ☐ 毎年 に 1 か月分ずつ
2	氏名	生年月日
	乙村 冬美	2014 年 2 月 2 日
	支払期間	金額 支払時期
	☐ 年 月から 年 月まで	☒ 毎月 25 日 1 か月分
	☒ 2024 年 12 月から子が 22 歳に達した後の最初の3月まで	月額 6 万 円 ☐ 毎年 に 1 か月分ずつ
3	氏名	生年月日
		年 月 日
	支払期間	金額 支払時期
	☐ 年 月から 年 月まで	☐ 毎月 日 1 か月分
	☐ 年 月から子が 歳に達した後の最初の3月まで	月額 円 ☐ 毎年 に 1 か月分ずつ
4	氏名	生年月日
		年 月 日
	支払期間	金額 支払時期
	☐ 年 月から 年 月まで	☐ 毎月 日 1 か月分
	☐ 年 月から子が 歳に達した後の最初の3月まで	月額 円 ☐ 毎年 に 1 か月分ずつ

振込先

金融機関	〇〇 銀行	〇〇 支店
口座の種類	☒ 当座	
口座の番号	〇〇〇〇〇〇	
口座の名義	オツムラ ナツコ	

※振込手数料は、支払う側が負担することとする。

※振込み以外の方法により支払うこととする場合は、具体的な支払方法を記載してください。

記載例1

(特約条項)

第2条 前条の規定のほか、本合意の特約として、次のとおり合意する。

・子1の養育費の金額については、毎年7月と12月にそれぞれ14万円を加算する。

・子2の養育費の金額については、毎年7月と12月にそれぞれ10万円を加算する。

・父は、子1及び子2の進学、病气その他特別な事情による費用の負担が生じた場合には、その費用の合計額の2分の1を負担することとする。

(協議条項)

第3条 父及び母は、第1条の表に掲げる子について、父、母又は子の病气、進学、転居、再婚、養子縁組その他の事情により、養育費の金額その他の支払条件を変更する必要があるときは、別途、誠実に協議する。

(清算条項)

第4条 父及び母は、第1条の表に掲げる子の養育費について、本合意書に定めるもののほか未払のものがないことを相互に確認する。

以上のとおり合意が成立したことを証するため、父母各自が氏名を記載(押印)する。

作成日 2024 年 12 月 1 日

父 甲野 春男 (印)

母 乙村 夏子 (印)

(記載例②)

記載例2

養育費合意書

(支払条項)

第1条 「父」・「母」は、「父」・「母」に対して、次の表に定めるところにより、子の養育費を支払う。

子	氏名	生年月日
1	西山 次郎	2019 年 3 月 3 日
	支払期間	金額 支払時期
	☒ 2024 年 12 月から 2039 年 3 月まで	☐ 毎月 日 1 か月分
	☐ 年 月から子が 歳に達した後の最初の3月まで	月額 4 万 円 ☒ 毎年 4 月 1 日の各年度に 2 か月分ずつ
2	氏名	生年月日
		年 月 日
	支払期間	金額 支払時期
	☐ 年 月から 年 月まで	☐ 毎月 日 1 か月分
	☐ 年 月から子が 歳に達した後の最初の3月まで	月額 円 ☐ 毎年 に 1 か月分ずつ
3	氏名	生年月日
		年 月 日
	支払期間	金額 支払時期
	☐ 年 月から 年 月まで	☐ 毎月 日 1 か月分
	☐ 年 月から子が 歳に達した後の最初の3月まで	月額 円 ☐ 毎年 に 1 か月分ずつ
4	氏名	生年月日
		年 月 日
	支払期間	金額 支払時期
	☐ 年 月から 年 月まで	☐ 毎月 日 1 か月分
	☐ 年 月から子が 歳に達した後の最初の3月まで	月額 円 ☐ 毎年 に 1 か月分ずつ

振込先

金融機関	〇〇 銀行	〇〇 支店
口座の種類	☒ 当座	
口座の番号	〇〇〇〇〇〇	
口座の名義	ハイヤマ イチロウ	

※振込手数料は、支払う側が負担することとする。

※振込み以外の方法により支払うこととする場合は、具体的な支払方法を記載してください。

記載例2

(特約条項)

第2条 前条の規定のほか、本合意の特約として、次のとおり合意する。

(協議条項)

第3条 父及び母は、第1条の表に掲げる子について、父、母又は子の病气、進学、転居、再婚、養子縁組その他の事情により、養育費の金額その他の支払条件を変更する必要があるときは、別途、誠実に協議する。

(清算条項)

第4条 父及び母は、第1条の表に掲げる子の養育費について、本合意書に定めるもののほか未払のものがないことを相互に確認する。

以上のとおり合意が成立したことを証するため、父母各自が氏名を記載(押印)する。

作成日 2024 年 12 月 1 日

父 西山 一郎 (印)

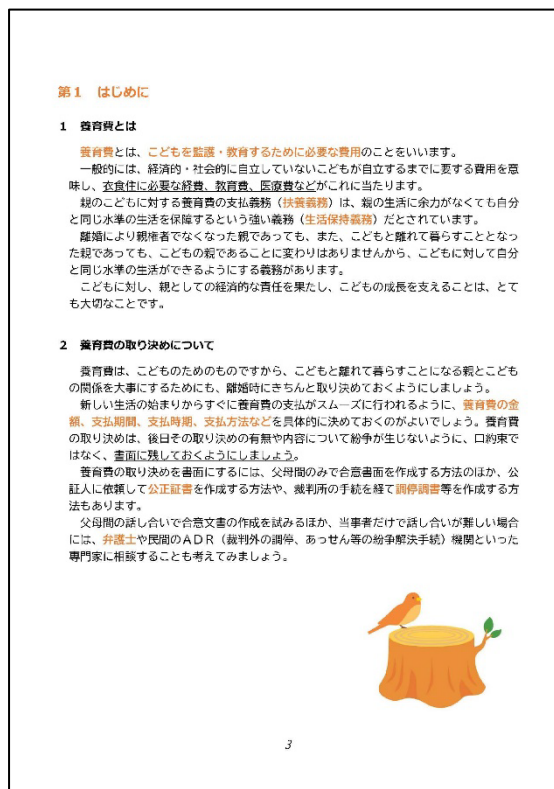
母 丁川 花子 (印)

(作成の手引き)

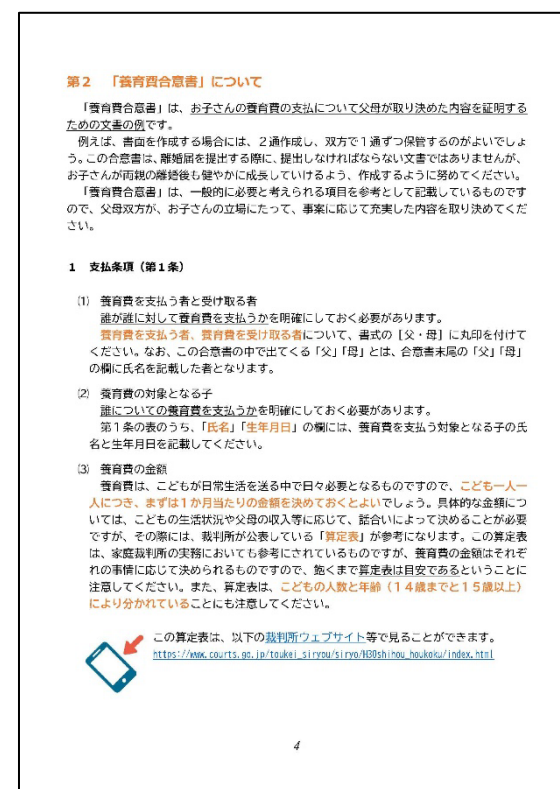


目 次	
第1 はじめに	3
1 養育費とは	3
2 養育費の取り決めについて	3
第2 「養育費合意書」について	4
1 支払条項 (第1条)	4
(1) 養育費を支払う者と受け取る者	4
(2) 養育費の対象となる子	4
(3) 養育費の金額	4
(4) 養育費の支払期間	5
(5) 養育費の支払時期	5
(6) 養育費の支払方法	5
2 特約条項 (第2条)	6
(1) 毎月の支払額を変動額にする場合 (ボーナス支払時の加算等)	6
(2) 特別な費用の負担 (進学や療育等)	6
(3) 養育費のうち、携帯電話の利用料金や塾の授業料等を、携帯電話会社や塾等に直接支払うこととする場合	7
3 協議条項 (第3条)	8
4 清算条項 (第4条)	8
5 作成日・氏名 (押印)	9
「養育費についてのQ & A」	10

2



3



4

(4) 養育費の支払期間

いつからいつまで養育費を支払うかを決めておくようにしましょう。

支払の始期については、例えば、合意書を作成した月又はその翌月を記載したり、離婚後、過去の時期に遡って養育費の支払を合意する場合には、過去の日付（「〇年〇月から」）を記載したりすることも考えられます。

また、離婚成立前にこの合意書を作成する場合には、具体的な日付を記載することができませんので、「離婚成立日の属する月」と記載することも考えられます。

支払の終期については、養育費は子どもが自ら働いて経済的に自立するまで支払われるべきものですので、成年（18歳）に達したからといって終了するとは限りません。そのため、20歳となる時点等、子どもが経済的に自立するために十分な期間を踏まえた具体的な時点としましょう。

例えば、子どもが成年に達した後であっても、大学在学中については、その子どもが自ら働いて経済的に自立することを期待することは困難ですから、養育費を支払うべき場合が多いと考えられます。そのため、子どもの大学等への進学の可能性なども踏まえて、「〇年〇月まで」や、「子が22歳に達した後の最初の3月まで」などと定めておくことが考えられます。

(5) 養育費の支払時期

毎月の養育費を支払わなければならない期間を決めておくようにしましょう。

例えば、1か月ごとに支払うことにする場合には、「毎月〇日」と定めておくようにしましょう。また、2か月ごとにまとめて支払うような場合には、「毎年奇数月の各〇日に2か月分」と合意しておくことが考えられます。

(6) 養育費の支払方法

養育費をどのような方法で支払うかを決めておくようにしましょう。

後のトラブルを避けるためには、支払履歴が残る金融機関への振込みの方法によるのが望ましいです。その際、振込手数料は支払う側が負担することが一般的です。ただし、支払う側と受け取る側が合意すれば、他の方法によることも可能です。その場合には、具体的な方法を明記しておくようにしましょう。



5

2 特約条項（第2条）

第1条の内容は、一般的に必要と考えられる項目を記載しているものです。そのため、まずは、その項目に記載された内容についてしっかりと読み合って内容を取り決めてください。

しかし、それぞれの父母や子どもの事情によっては、これまでに記載した一般的な項目では不十分な内容について取り決める必要性もあると思います。

そこで、第2条においては、そのような特別な取り決めについて、父母双方が、お子さんの立場にたち、事情に応じて内容を記載してください。

例えば、次のような取決めをしておくことが考えられます。

(1) 毎月の支払額を変動例にする場合（ボーナス支払時の加算等）

前記1(3)のとおり、養育費の額については、まずは月額で定めておくことが望ましいです。もっとも、例えば、収入の状況によっては、ボーナスの支払月に多めに支払い、その分だけ他の月については金額を抑えておく方がスムーズに支払ができることもあるかもしれません。

こうした取決めをする場合には、第1条の表のうち「金額」欄には基本となる金額を記載しつつ、第2条の特約として、「養育費の金額については、毎年7月と12月にそれぞれ〇万円を加算する」などと、具体的な月と加算する金額を記載するよいでしょう。

(2) 特別な費用の負担（進学や病気等）

子どもの進学や病気等に伴って、月額で定める養育費だけでは対応できないような特別な支出が発生することもあります。

こうした特別な費用については、今後連絡や話し合いがスムーズにできる関係性にあるのであれば、素直に対応できるように、その程度話し合っって負担を決めることも考えられます（見ページ「3 協議条項（第3条）」を参照）。

他方で、何だか話し合うことによるトラブルやストレスを避けないという場合には、あらかじめ負担の割合を決めておくことも考えられるでしょう。

例えば、「△は、子1の進学、病気その他特別な事情による費用の負担が生じた場合には、その費用の合計額の2分の1を負担することとする。」などと記載することが考えられます。

また、例えば、子どもの年齢や就学状況等から、今後大学への進学が具体的に見込まれているようなケースでは、入学金や授業料について、詳細に合意をしておくことも考えられます。



6

(3) 養育費のうち、携帯電話の利用料金や塾の授業料等を、携帯電話会社や塾等に直接支払うこととする場合

養育費のうち、携帯電話の利用料金や塾の授業料等については、携帯電話会社や塾等に対して支払うべきものですが、養育費を支払う者が、直接携帯電話会社等に支払うという合意をすることもできます。ただし、こうした利用料金等については、毎月支払う金額が一定していないため、毎月支払うことに取り決めた養育費の金額と相替すること

が困難になる可能性があります。そのため、こうした取決めをする場合には、毎月支払う金額については、利用料金等として想定される金額を差し引いた金額を取り決めた上、例えば、「△は〇に対し、第1条の「金額」欄に記載の養育費のほか、子1の携帯電話の利用料金を、携帯電話会社に支払うことを約束する。」などと記載することが考えられます。

【コラム】携帯電話利用料金等の引落し口座

父母の間では、例えば、子どもの毎月の携帯電話の利用料金を別居親の口座から引落しにしており、離婚後も、そのまま同じ口座からの引落しにしておこうと考える場合があるかもしれません。しかし、各種料金等について、きちんと整理せずに別居親の口座からの引落しを続けていると、後に、養育費の一部は口座引落しにより支払済みではないかといった紛争につながるかもしれません。

そのため、基本的には、離婚の際に、各種料金等の引落し口座を、別居親の口座から同居親の口座に変更することが望ましいです。その上で、一部の料金等の支払も別居親の口座からの引落しにしたい場合には、前記(3)のように、個別の取決めを行うようにしましょう。

7

3 協議条項（第3条）

養育費の支払は、長い年月継続するものです。その間、子どもの病気や進学（例えば、子どもが15歳になり、高校等に入学した場合）などにより監護費用が増えることもあ

るでしょう。父母の転勤により収入が変動したり、再婚や養子縁組などにより扶養家族が増えたりすることもあるでしょう。

事後的な事情の変更がある場合には、いったん取り決めた養育費の増額や減額を柔軟に

に変更したり再度話し合ったりすることが望ましい場合がある得ます。

そのため、第3条においては、第1条及び第2条により取り決めた内容についても、

このような事情の変更がある場合には、別途、誠実に協議することと定めています。

子どもの利益のことも考えて、いったん取り決めた合意書の内容にこだわらずに

ことなく、柔軟な話し合いに応じるようにしてください。

なお、相手方がこのような話し合いに応じてくれない場合などについては、家庭裁判

所の家事調停手続等を利用することができます（10ページ「養育費についてのQ&A」

のQ1を参照）。

【コラム】父母の住所・勤務先・連絡先等を変更した場合

養育費の支払がきちんと行われていくためには、父母が離婚後も適切に連絡を取り合うことが必要です。ところが、相手方に告げず住所・勤務先・連絡先等を変更した場合、その連絡がスムーズに行われず、養育費の支払にもトラブルが生じる可能性があります。そのため、こうしたトラブルを避けるために、自身の住所等を変更した場合は、相手方に対し、変更後の住所等を伝えるようにしましょう。

もっとも、父兄間のDVや、子への虐待等があるような場合には、住所や勤務先等の届出について配慮が必要なものもあります。

また、養育費の振込先を、合意書に記載したものと異なる金融機関に変更したい場合には、相手方と再度話し合っって決めるようにしましょう。

4 清算条項（第4条）

この合意書を作成した後は、事後的な事情の変更がない限り、この合意書の内容に従って養育費の支払を行っていくことになります。

そのため、後に紛争にならないように、第4条においては、この合意書に定めたもの以外に養育費の未払がないことを確認しています。

8

5 作成日・氏名（押印）

「作成日」の欄には、この合意書を作成した日付を記載してください。
「父」「母」の欄には、この合意書を作成した父母本人が手書きで氏名を記載してください。その際、できる限り、この合意書を作成した父母本人が手書きで氏名を記載することが望ましいです。また、押印も必須ではありませんが、印鑑を持っている場合、この合意書を作成した父母本人が押印することが望ましいです。

【コラム】合意文書の成立の真正



養育費について、仮にこの合意書に従った支払がされず、相手方に対してその支払を求める手続を行うこととなった場合、この合意書を裁判所に提出することが考えられます。その際、養育費の支払を申し立てる者は、この合意書が作成者である父母の意思に基づいて作成されたこと（このことを、法律上、「成立の真正」といいます。）を証明しなければなりません。「成立の真正」が証明されたかは最終的には裁判所が判断する事柄ですが、本人の署名（本人が手書きで氏名を記載すること）や本人の押印（本人が印鑑を押すこと）があるときには、合意書の「成立の真正」が認められやすいこととなります。そのため、後の紛争をなくすためにも、できる限り、父母本人が、署名をするか、署名ができない場合には名前を印字した横に押印することが望ましいです。

また、例えば、養育費の取決めをする際に相手方と手紙やメール、SNSなどでやりとりをしていた場合には、後にその取り決めた内容について争いとなった場合に備えて、その取決めの経緯が分かるような手紙やメール、SNSなどを、やりとりの前後の一連の流れを含めて保存しておくとういでしょう。

9

「養育費についてのQ & A」

Q 1 相手方が養育費についての話し合いに応じてくれない場合や、話し合いがまとまらない場合は、どうしたらいいでしょうか。

A 1 家庭裁判所の家事調停手続を利用することができます。家事調停手続は、夫婦等の間のもめ事について、裁判官と調停委員が関に入り、非公開の場で、話し合いによって互合的な解決を目指す手続です。
法務省のホームページ（https://www.moj.go.jp/MJJI/minji07_00288.html）に、養育費に関する家事調停の簡単な申立書を掲載していますので、参考してみてください。家事調停手続においても話し合いがまとまらなかった場合、家事調停手続は終了しますが、引き続き、家事審判手続に移行し、そこで必要な管理が行われた上で、審判という裁判によって範囲が示されることになります。

Q 2 離婚前の別居中でも養育費の請求ができますか。

A 2 離婚前でも、別居して子どもを育てている場合には、子どもを育てている方の親は、他方の親に、「婚姻費用」の分担請求として、子どもを育てるために必要な費用を含めた生活費の支払を求めることができる場合があります。

Q 3 親子交流に応じなければ、養育費を支払ってもらえないのですか。

A 3 そのようなことはありません。養育費の支払と親子交流とは別問題ですので、親子交流に応じなければ養育費を支払ってもらえないということにはなりません。ただし、親子交流も、子どもの健全な成長のためにとっても大切なことから、養育費の支払と親子交流の実施のどちらの場面においても、子どもの幸せを第一に考えましょう。

10

Q 4 養育費についてもっと詳しく知りたいのですが、どこに相談に行けばよいですか。

A 4 地方公共団体によっては、相談窓口を設置したり、無料法律相談等を行ったりしているところがありますので、まずは、各地方公共団体に聞いてみるとよいでしょう。

また、養育費等支援センターにおいても、養育費等についての相談に応じていますし、この他金回りに母子家庭等就業・自立支援センターが設置されており、そこでも養育費等についての相談に応じている所があります。

裁判手続や強制執行手続等の法制度について知りたい場合には、最寄りの弁護士会や日本司法支援センター（法テラス）に問い合わせるとよいでしょう。

親同士のみでの話し合いが難しければ、弁護士や民間のADR（裁判外の調停、あっせん等の紛争解決手続）機関といった第三者に間に入ってもらう、取り決めることも考えられます。

さらに、家事調停の申立て等をお考えであれば、必要な書類等の手続面について、各家庭裁判所に問い合わせることもできます。

具体的な問い合わせ先は、法務省のホームページ（https://www.moj.go.jp/MJJI/minji07_00013.html）を参考してみてください。

11

第5 検証（アンケート調査等）の結果概要

1 合意文書のモデル案等に関するアンケート結果

(1) 実施手続

アンケート開始日の令和6年12月9日から終了日の令和7年2月28日までの期間、各協力自治体の案内を受けて養育費に関する合意文書及び手引きについての案内ちらしにアクセスした離婚当事者を主な対象に、ウェブアンケート形式で意見を収集した。

協力自治体ごとに取り組まれた案内方法は一律ではなく、また、調査研究事業の担当部署や窓口におけるこれまでの相談実績、人口規模の違いなどの理由もあり、単純に比較することはできないが、各協力自治体のちらしの作成配布枚数は概ね以下のとおりであった。また、アンケート開始日前後から、一部の協力自治体のウェブサイトにおいても案内の周知をいただいた。

①大阪府大阪市	(来庁者への実施はなし)
②静岡県磐田市	480 部
③東京都江戸川区	3,000 部
④福岡県福岡市	150 部

なお、ちらしを配布する対象者の置かれた状況は様々であることに配慮し、アンケートへの回答は任意とした。アンケートに最後まで回答した調査協力者には、謝礼（ギフト券 500 円分）を送付した。アンケート調査の実施に当たっては、アンケートに関する倫理配慮に類する留意事項を設け、実施した。

(2) 質問項目

アンケートに協力いただいた当事者の基本属性として、調査協力者の居住自治体に加え、個人の属性として、①当事者の立場、②別居・離婚の状況（同居、別居、離婚後）を尋ね、②にて「離婚している」と回答した人には、③離婚からの年数、③－2 離婚時に養育費についての話し合いをしたかどうかを尋ねた。一方、「離婚していない」と回答した人には、③現在、養育費についての話し合いをしているかどうかを尋ねた。

ア 合意書、手引きについての感想等

合意書、手引き全体の感想等を把握するため、以下の質問項目を設けた。

〔1〕内容の分かりやすさを【4：大変わかりやすい、3：わかりやすい、2：ややわかりにくい、1：わかりにくい】、〔2〕役立ち度を【4：とても役に立った、3：やや役に立った、2：あまり役に立たなかった、1：まったく役に立たなかった】で回答を求めた。

〔2〕にて「とても役に立った」「やや役に立った」と答えた人に対しては、〔3〕合意書、手引きが役に立ったと思う理由について（複数回答可）、〔4〕手引きの内容で、特に役に立った項目について（3つまで複数選択可）、〔5〕感想などを自由記述で求めた。

一方、〔2〕にて「あまり役に立たなかった」「まったく役に立たなかった」と答えた人

に対しては、〔3〕合意書、手引きが役に立たなかったと思う理由について、〔4〕仮にどういった内容があったら合意書、手引きは役に立ったと思ったかを自由記述で求めた。

イ 検討項目、改善点

全員に、〔6〕合意文書中の特約条項（第2条）について、検討した内容について回答を求め（複数回答可）、〔7〕合意書及び手引きへの改善点について記述を求めた。

ウ 離婚を考えている父母にとっての有用性

当事者から、当該合意文書並びに手引きの内容について、離婚を考えている父母一般にとって、〔8〕これらの合意書についての役立ち度や〔9〕合意書作成への期待度について求めた。最後に〔10〕「全体としての感想」を尋ねた。

エ 養育費の合意・話し合いの有無と合意書作成について

養育費について、「養育費の話し合いをした」「話し合いをしている」と回答した人には、④養育費についての合意方法を尋ね、さらに④にて「公正証書・書面」以外の回答をした当事者には、⑤実際に合意書をつくってみたいかどうかを尋ねた。

合意書を「つくってみた」「つくってみたい」と回答した人には、⑥合意書、手引きが作成時に役に立ったかどうか、一方、「つくっていない」「つくってみたいと思わない」と回答した人には、⑥合意書をつくってみたいと思わなかった理由について尋ね、⑥-2「仮にどういったサポートがあったら合意書をつくることができたか」と尋ねた。

合意書、手引きが「あまり役に立たなかった」「まったく役に立たなかった」と回答した人には、⑦役に立たなかった理由を尋ねた上で、⑦-2「仮にどういった内容があったら役に立ったか」という点を自由記述で尋ねた。

また、養育費について「話し合いをしていない」「合意していない」と回答した人には、⑤養育費について合意や話し合いをしていない理由について尋ね、さらに⑤-2「仮にどういったサポートがあったら話し合い・合意ができたと思うか」と尋ねた。

オ 当事者の属性

最後に、⑧こどもとの同居・別居の別、⑨年齢、⑩最終学歴、⑪（元）パートナーからの暴力的な言動の有無、⑫未成年のこどもの人数とその学年を尋ねた。

(3) 離婚当事者からのアンケート回答結果

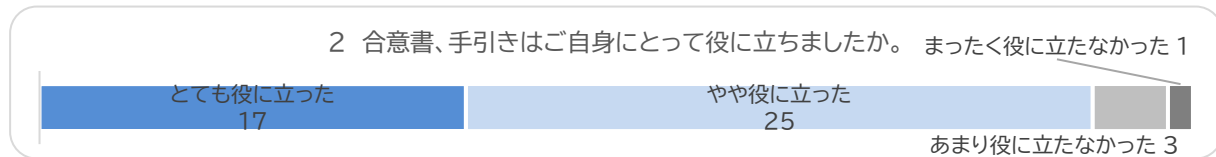
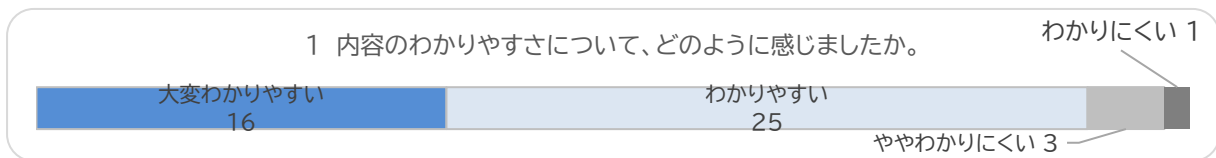
合計 46 件の回答が得られた。そのうち、母親または父親からの回答は、29 名⁴であった。また、こどもとの同居の有無については、同居親 26 名、別居親 2 名、未回答 1 名であった。

配偶者との同居・別居の別は同居 16 名、別居 1 名、離婚を既にしている当事者が 4 名、その他 9 名であった。

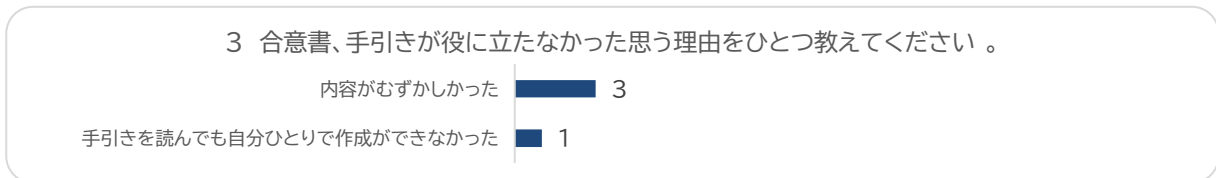
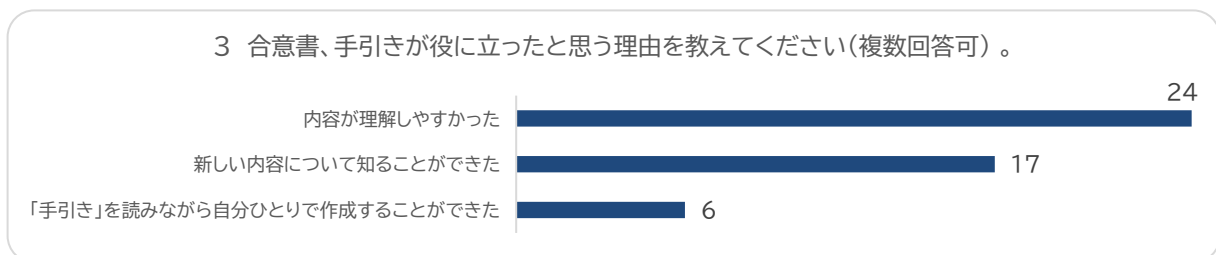
ア 合意書、手引きの感想等

①内容の分かりやすさについては、大変わかりやすい(16)、わかりやすい(25)、ややわかりにくい(3)、わかりにくい(1)、②合意書、手引きは役に立ったかについては、とても役に立つ(17)、やや役に立つ(25)、あまり役に立たない(3)、まったく役に立たない(1) との回答があった。

⁴ 父母以外（祖父母等）の回答が 7 件、答えたくないが 10 件あった。



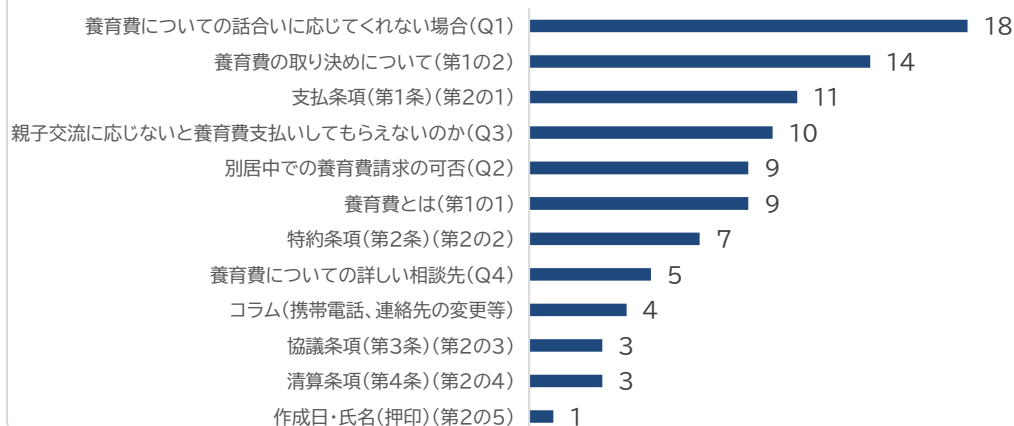
合意書、手引きが役に立つ理由（複数回答可）として、「内容が理解しやすかった」（24）、「新しい内容について知ることができた」（17）、「「手引き」を読みながら合意書を作成することができると思った」（6）の順であった。一方で、役に立たなかった理由として、「内容がむずかしかった」（3）、「手引きを読んでも自分ひとりで作成ができなかった」（1）という意見があった。



イ 手引きの内容で、特に役に立った項目（3つまで複数回答可）

「養育費についての話し合いに応じてくれない場合（Q1）」（18）、「養育費の取り決めについて（第1の2）」（14）、「支払条項（第1条）（第2の1）」（11）、「親子交流に応じていないと養育費支払いしてもらえないのか（Q3）」（10）、「別居中での養育費請求の可否（Q2）」（9）、「養育費とは（第1の1）」（9）、の順に多かった。

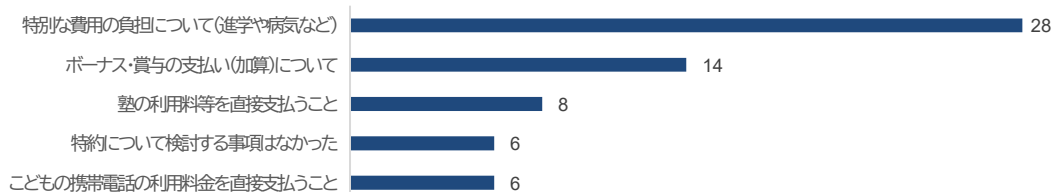
4 手引きの内容で、特に役に立った項目を教えてください（3つまで複数回答可）



ウ 特約条項（第2条）について、検討するとよいと思った内容について（複数回答可）

「特別な費用の負担について（進学や病気など）」（28）、「ボーナス・賞与の支払い（加算）について」（14）、「塾の利用料等を直接支払うこと」（8）の順に多かった。

6 合意書中の特約条項(第2条)について、検討した内容について教えてください。(複数回答可)



エ 合意書、手引きについての感想、改善点等

(ア) 全般

全般として、合意書並びに手引きについて非常に参考になった、こうした文書を初めて知った、選択肢があることを知れて大変よかった、こどもが病気になった場合や携帯料金のことまで考えておく必要があると知り勉強になった、こうした文書をきっかけに養育費について考えるきっかけになると思うという意見が見られた。

また、情報提供の在り方という観点においては、離婚前に知りたかった、養育費と面会交流は別であると記されているのがよい、区のウェブサイトにも目立つように掲載すると助かる人はたくさんいるのではないかという意見や、父がこどもを引き取り養育する場合もあるため公平な内容の手引きになってほしい、合意書を作成する際に双方にこの手引きを必ず渡すようにして欲しい（片方のみが、この手引きの内容を知っていて、片方のみが有利になることは避けて欲しい）という要望があった。

(イ) 内容面・分量及び難易度

合意書面については、A4用紙1枚で済むのが意外だったという声があった。内容面については、専門用語があり分かりにくいところも多々あった、スマホで見た場合には特に手引

きは読みやすいとは言えないのではという意見があった。

改善案としては、簡潔な説明やチェックシートがあると良い、ユースケースを1つ掲載するほうがわかりやすいという意見があった。

オ 別居や離婚を考えている親（全般）に対しての合意書の有効性について

①合意書と手引きは離婚を考えている父母にとって、役に立つと思うか（とても役に立つ20、役に立つ22、あまり役に立たない1、まったく役に立たない1）、②離婚を考えている父母は、できるだけこの合意書を作成するとよいと思うか（とてもそう思う28、そう思う15、そう思わない1、まったくそう思わない1）の回答があった。

8 この合意書と手引きは離婚を考えている父母にとって、役に立つと思いますか。



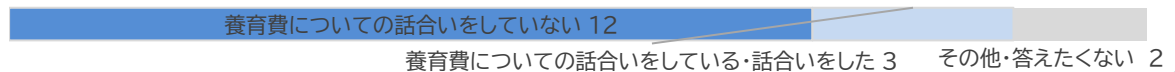
9 離婚を考えている父母は、できるだけこの合意書を作成するとよいと思いますか



カ 養育費についての話合いの有無等

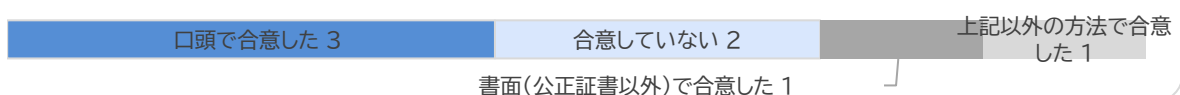
なお、回答数は少ないが、アにおける「離婚をしていない」の回答群において、さらに③養育費についての話合いの有無を尋ねたところ、「養育費についての話合いをしていない」(12)、「養育費についての話合いをしている・話合いをした」(3)、「その他／答えたくない」(2)との回答が得られ、同じく「離婚している」の回答群においては、全て養育費について「話合いをした」(4)の回答となった。

③ あなたは現在、相手とお子さんの養育費についての話合いをしていますか。



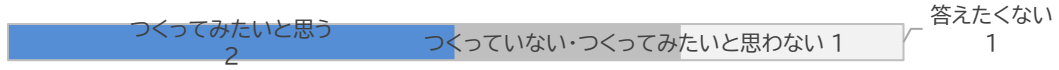
養育費についての話合いをしていると答えた回答群については、さらに、どのような形で合意を行ったか尋ねたところ、サンプル数は少ないが、口頭での合意(3)、公正証書以外の書面(1)、上記以外の方法(1)、(話合いはしたが)合意していない(2)という回答が得られた。

④ あなたは、相手と養育費についての合意を(どのような形で)しましたか。



さらに少数回答ではあるが、④にて「公正証書・書面」以外の回答をした当事者には、⑤実際に合意書をつくってみたいかどうかを尋ねた。

⑤ 合意書、手引きを読んで実際に合意書をつくってみたいと思いますか



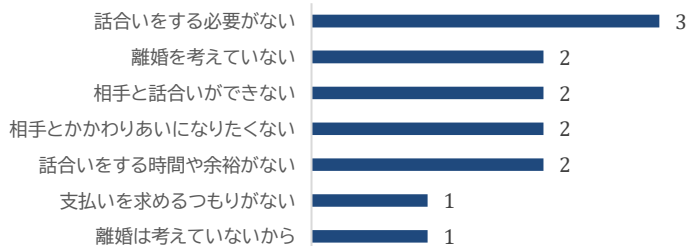
合意書を「つくってみた」「つくってみたい」と回答した人には、⑥合意書、手引きが作成時に役に立ったかどうか尋ねたところ、「とても役に立った」「その他／答えたくない」という回答が各1件、一方、「つくっていない」「つくってみたいと思わない」と回答した人には、⑥合意書をつくってみたいと思わなかった理由について尋ねたが「支払いを求める必要がない」という回答が1件あった。また、「仮にどういったサポートがあったら合意書をつくることができたか」という問いに対しては、第三者のサポート（専門家など）が挙げられた。

⑥ 合意書、手引きは作成時に役に立ちましたか。



③にて、養育費についての話し合いをしていない・合意していないと答えた回答群については、さらに、⑤その理由について尋ねたところ、「話し合いをする必要がない（3）」「相手とかかわりあいになりたくない（2）」等の回答が多く（複数回答）、⑤—2 話し合い・合意についてのサポートについては、第三者（専門家）のサポート（7）、金銭的・時間的サポート（各1）があればよかったという声、また、サポートがあっても話し合い・合意はできない（1）という意見があった。

⑤ 養育費について話し合いをしていない・合意していない理由は何ですか。（複数回答可）



⑤—2 仮にどういったサポートがあったら話し合い・合意ができたと思いますか



キ 当事者の属性

最後に、当事者の⑨年齢、⑩最終学歴、⑪（元）パートナーからの暴力的な言動の有無、⑫未成年のこどもの人数を尋ねたところ、年齢は30代と40代（各10）、50代以上（8）が中心で、学歴については大学（15）、高校（7）、短大（4）、高専・専門学校（2）、大学院（1）と幅が広く、（元）パートナーからの暴力的な言動については、まったくなかった（14）、たまにあった（7）、よくあった（5）、答えたくない（2）であった。こどもの人数については1人（14）が最も多く、2人（6）、3人（4）と続き、答えたくない（2）、4人（2）であった。

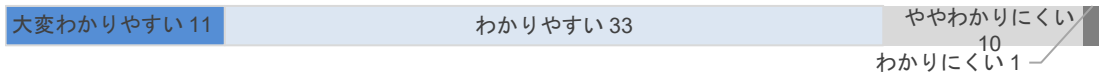
（4）協力自治体等の窓口対応者等からのアンケート回答結果

合計 55 件の回答が得られた。

ア 合意書、手引きの感想等

①内容の分かりやすさについては、大変わかりやすい（11）、わかりやすい（33）、ややわかりにくい（10）、わかりにくい（1）、②合意書、手引きは当事者支援の観点から役に立つと思うかについては、とても役に立つ（26）、やや役に立つ（24）、あまり役に立たない（5）、まったく役に立たない0）の回答があった。

1 内容のわかりやすさについて、どのように感じましたか。

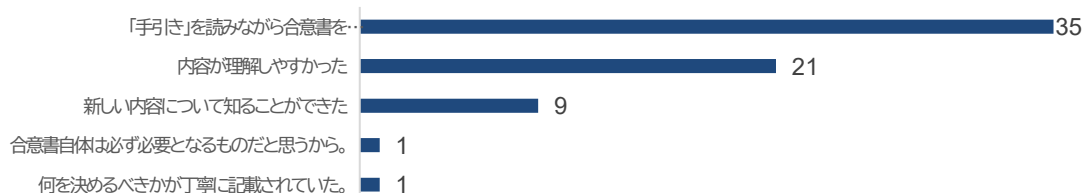


2 合意書、手引きは当事者支援の観点から役に立つと思いましたか。

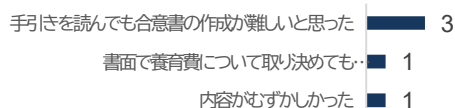


合意書、手引きが役に立つ理由（複数回答可）として、「「手引き」を読みながら合意書を作成することができたと思った」（35）、「内容が理解しやすかった」（21）「新しい内容について知ることができた」（9）の順が多かった。一方で、役に立たなかった理由として、「手引きを読んでも合意書の作成が難しいと思った」（3）、「書面で養育費について取り決めてもその後払ってもらえないケースをみているため」（1）、「内容がむずかしかった」（1）という意見があった。

3 合意書、手引きが役に立つと思う理由を教えてください（複数回答可）



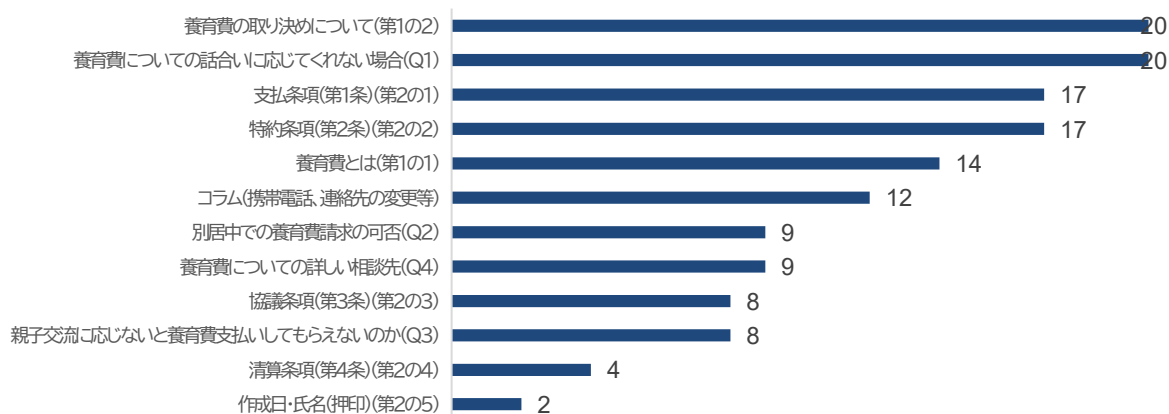
3 合意書、手引きが役に立たなかった理由をひとつ教えてください



イ 手引きの内容で、特に役に立った項目（3つまで複数回答可）

「養育費の取り決めについて（第1の2）」「養育費についての話し合いに応じたくない場合（Q1）」（各20）、「支払条項（第1条）（第2の1）」「特約条項（第2条）（第2の2）」（各17）、「養育費とは（第1の1）」（14）、「コラム（携帯電話、連絡先の変更等）」（12）の順に多かった

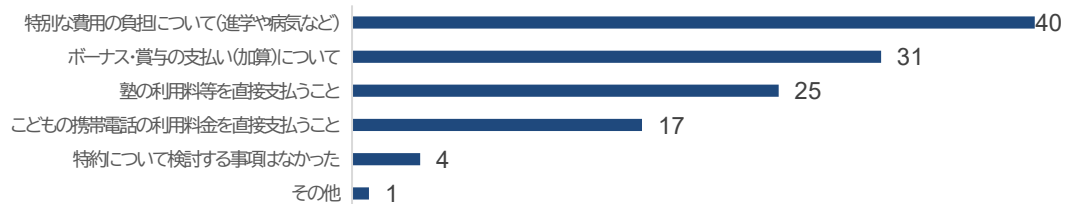
4 手引きの内容で、特に役に立った項目を教えてください（3つまで複数回答可）



ウ 特約条項（第2条）について、検討するとよいと思った内容について（複数回答可）

「特別な費用の負担について（進学や病気など）」（40）、「ボーナス・賞与の支払い（加算）について」（31）、「塾の利用料等を直接支払うこと」（25）の順に多かった。

6 合意書中の特約条項（第2条）について、検討するとよいと思った内容について教えてください。（複数回答可）



エ 合意書、手引きについての感想、改善点など

(ア) 全般

全般として、これまでの書面と比べても整理され、また特約条項はそれぞれの合意内容を記載できるようになっている、離婚準備を整えたうえで合意するとこどもにとっての家族関係（父とこどもなど）の継続がしやすくなる、後になって入れておけばよかったと思われる事項を事前にお知らせしている、手引きについては合意書を作成するうえで大変参考になるという意見があった。合意書に作成の目的について記載がある方が良いという意見もあった。

また、市民への説明という観点から、相談者へ手引を見ながら説明できる点は内容を整理しやすいので助かるという意見があった。

(イ) 内容、分量及び難易度

内容面については、基本的に決めておくこと・取り決めの際に注意することなどがわかりやすく載っている、特約事項に記入することがわかりやすいという意見があった一方で、文字量が多いため内容がすぐに頭に入っていない、読むことを辞めてしまう人が出るのではないかと、一式を手渡しただけでは、合意書を理解するにはある程度の知識がないと難しい、担当者目線ではわかりやすいと感じたが、離婚前の方たちには作成に至るのが難しい面があると感じた、手引きの内容をすぐに理解できるとは思えないという意見があった。

改善面として、もっと噛み砕いた表現としたり、項目ごとの記載事項のボリュームを調整する工夫、絵を増やしたり、イメージ画像を多用した手引きが必要ではないか、大事な項目を一目で確認できる一覧があればより親切ではないか、「例」を何項目か書いてくれていると記載の助けになる、フローチャート等があれば、どのような内容を決めなければいけないか理解できるのではないかと、あまり堅苦しくない漫画等を使用した手引きがあればいいのではないかと意見があった。

(ウ) 養育費の支払い

養育費の振込については、振込先はこどもの口座にしたり、複数のこどもがいる場合は年齢の低いこどもに一本化することでこどものための支援が明確になり、振込手数料の節約になるのではないかと意見があった。

(エ) その他

回答していくと合意書ができるようなアプリがあると作りやすいのではないかと、自宅で印刷できない環境もあるため、自治体などでプリントしてあげられるサービスがあれば良いのでは、というコメントがあった。

オ 別居や離婚を考えている親（全般）に対しての合意書の有効性について

①合意書と手引きは離婚を考えている父母にとって、役立つと思うか（とても役に立つ 16、役に立つ 38、あまり役に立たない 1）、②離婚を考えている父母は、できるだけこの合意書を作成するとよいと思うか（とてもそう思う 26、そう思う 24、そう思わない 4、まったくそう思わない 1）の回答があった。

8 この合意書と手引きは離婚を考えている父母にとって、役に立つと思いますか。

とても役に立つ 16

役に立つ 38

あまり役に立たない 1

9 離婚を考えている父母は、できるだけこの合意書を作成するとよいと思いますか

とてもそう思う 26

そう思う 24

そう思わない 4

まったくそう思わない 1

2 協力自治体との意見交換会等

協力自治体におけるアンケート等による本件効果検証の案内は、令和6年12月9日から令和7年2月28日までの約3か月、順次行われたところ、効果検証の実施中に各協力自治体と意見交換会を行った。事前に各協力自治体のヒアリング概要を提出してもらった上、意見交換会当日は、各協力自治体における実施状況や、実際の離婚当事者の反応等のフィードバックなどについて活発な意見交換がなされた。

(1) 協力自治体における取組状況

① 大阪府大阪市

調査研究事業担当課	大阪市こども青少年局子育て支援部 こども家庭課(ひとり親等支援 G)
ちらし配布場所	未実施
ウェブサイト掲載情報	未実施
その他取り組んだ周知 広報等の方法	未実施
ちらし作成枚数	未実施

② 静岡県磐田市

調査研究事業担当課	磐田市こども部こども未来課
ちらし配布場所	こども未来課 市民課 各支所(4支所) こども若者家庭センター 社会福祉協議会 子育てサロン 民生委員児童委員
ウェブサイト掲載情報	未実施
その他取り組んだ周知 広報等の方法	未実施
ちらし作成枚数	480部

③ 東京都江戸川区

調査研究事業担当課	江戸川区生活振興部区民課
ちらし配布場所	(離婚届用紙にちらしを挟みこみ配布) ・区役所区民課 ・各事務所戸籍住民係(小松川・葛西・小岩・東部・鹿骨) (窓口にちらし備え付け) ・児童家庭課 ・児童相談所 ・人権・男女共同参画推進センター ・福祉事務所 ・社会福祉協議会

ウェブサイト掲載情報	・区ホームページに掲載 ・区 SNS(X(旧ツイッター))
その他取り組んだ周知広報等の方法	・ひとり親家庭向けメールマガジンに掲載
ちらし作成枚数	3, 0 0 0 部

④ 福岡県福岡市

調査研究事業担当課	福岡市こども未来局こども家庭課
ちらし配布場所	福岡市立ひとり親家庭支援センター
ウェブサイト掲載情報	未実施
その他取り組んだ周知広報等の方法	養育費・親子交流セミナーで配布(2/22 予定)
ちらし作成枚数	1 5 0 部

(2) 協力自治体との意見交換会での議論など

ア 養育費に関する法改正についての理解・関心

民法改正でこれから養育費の取組が変わることをまだ一般当事者があまり知らないのではないか、また、施行前であることから、離婚届を出す当事者にとっては自分たちには影響がないと判断した人もいるのではないか、という指摘があった。

養育費の取決めが必要なことや、今後法定養育費が導入されること、制度が開始される時期、既に離婚している当事者にどういった経過措置があるのか、自分たちにどういった影響があるのかということ、今後、こういう合意をして合意文書を作っていけばもっと養育費の受取りがスムーズになるということを広く周知できると良いのではという指摘があった。

イ 内容面、難易度とわかりやすさ

手引きの内容が専門的であり、当事者がどこまで理解できるかという不安や、この合意文書だけでよいのか、当事者だけで取り決めてしまうのは不安ではないかという意見や、合意文書を作ることで、全てが完結できているのかそうでないのかを当事者に知らせるとよいのではないかという意見があった。

離婚するに当たって決めるべき項目を箇条書き、フロー図にするなど、ポイントをわかりやすくする必要があるという意見もあった。

ウ 当事者の負担感

自治体において申請可能な様々な手当等については、当事者自身が動けば手続できるのに対し、養育費は相手と折衝をしなくてはならず、さらにハードルが高いという指摘があった。離婚の手続も進めつつ、相手との折衝も自分で行わなければならないのは、エネルギーが非常に必要で、決心するまでが難しいという意見があった。

この点、自治体における各種手当等の申請についても、文字が多くてわかりづらいという声があり、職員が説明やフォローを行うなど、書類だけではなかなか完結できないことが多いところ、養育費についても、養育費等相談支援センターや法テラスなど、第三者的なサポートがないと、当人たちも不安ではないか、という意見もあった。

エ 配布媒体・配布のタイミングなど

配布媒体については、冊子よりは A4 版 1 枚か A3 版の二つ折りくらいが望ましいのではないかという意見があった。

紙媒体以外での配布の要否については、デジタルに慣れている子育て世代が来ている印象はあれども、紙だから読みたくないという意見は特になく、実際読む量がたくさんあると紙の方がよいのではないかという意見も見られた。合意文書や手引きをダウンロードしてみると、スマートフォンだと文字も小さく、ページをめくると読んでいた場所がわからなくなるところもあり、文字数が多くなるなら冊子自体を紙として渡さないと読むのが大変ではないか、という意見もあった。

また、配布のタイミングにつき、離婚時は他の手続も様々ある中で、養育費にどれだけ時間を割けるのか、婚姻中の話し合える環境のうちに父母がしっかり話し合ってもらえる周知の必要があるのではないかという指摘があった。また、養育費のことを考える前に離婚届を出したくて先に出してしまうような状況の当事者に対し、離婚届を出す前に何かインパクトを引くような投げかけを行う方がよいのでは、という意見があった。

オ 手引き以外のツールなど

それぞれの条件を当てはめていくと一般的な養育費の金額が確認できるようなアプリのようなものがあると良いのではないのではないか、という意見があった。これに対し、その金額で考えが固定されてしまうリスクや、各当事者の個別要素を反映させる難しさなどの課題が挙げられた。

また、離婚当事者は、仕事を探したりこどもの面倒を見たり、長い書類をじっくりと見る時間を取ることが難しいため、動画で説明を聞いて書き方などがわかりやすく見られるようなツールがあった方が伝わりやすいのではないかという意見もあった。

カ 他の取決め事項との関係

離婚の際には財産分与や慰謝料、親子交流などのその他の取り決め事項も発生するため、養育費合意文書を作成した上で、さらに財産分与等を公正証書とするのであれば、かえって負担が増えるのではないか、この合意文書は養育費以外の取り決めに関して特に記載がないので、人によっては養育費の合意文書さえ作れば、あとは作らなくていいのかというふうに勘違いされてしまう可能性がないかという意見があった。

第6 今後の検討課題

1 民法等改正法の周知の必要性

自治体における効果検証を踏まえて、そもそも、養育費債権に先取特権が付与されること及びその効果の周知が不十分であることが明らかになったように思われる。例えば、民法等改正法の施行後は、合意文書を作成することにより民事執行の申立てが可能となるにもかかわらず、公正証書を作成しなければ意味がないものと誤解されているおそれや、先取特権が付与される範囲は子の監護の費用に係る債権に限られているにもかかわらず、慰謝料債権等にまでその効果を求めているものと誤解されているおそれがうかがわれた。

その結果、父母間で養育費合意文書を作成するインセンティブが得られにくいのではないかと懸念や、公正証書を作成すべき場合や調停・審判を行うべき場合との区別が理解されにくいとの懸念が感じられた。

そのため、今後、本調査研究における検討事項に加え、後述するような、自治体との協働や、周知方法・作成ツール等に関する検討も引き続き行っていく必要があると考えられる。

2 自治体等と協働しての整備事項

自治体における効果検証の結果、モデル案、手引きの内容面については、当事者、自治体職員のいずれからも概ね肯定的な評価を得られた。一方で、記述ぶりの平易さと分量面の課題が指摘され、より簡潔な説明や、当事者の理解を促すための工夫の重要性が指摘された。

この点、自治体職員からは、手引きにつき、A4版1枚やA3版二つ折り程度に収めるべきであるという意見や、箇条書き、チェックシートにすべきであるという意見もあったところ、前記で検討したような手引きの趣旨からは、全ての説明をA4版1枚等に収めるといった改修は困難であると言わざるを得ない。他方で、現状の当事者らに対する周知状況等からすれば、本調査研究において作成したモデル案及び手引きのみで、専門的な法律知識を有しない父母にとって本当に理解しやすい内容となっているのかについては課題が残されていると言える。

また、自治体職員からは、離婚届を取りに来た当事者に対して、モデル案及び手引きを配布した旨報告があったところ、現在、自治体窓口においては、離婚を考えている当事者に対して配布する資料が多数に及び、その全てに目を通すことは困難な実情がある旨知らされた。

そのため、多くの当事者に対して、父母間の協議による養育費の取決めを促進するためには、本調査研究において検討したモデル案及び手引きの作成のみならず、合意文書の位置付けや重要性等について分かりやすく周知するためのツールや、より簡易に合意文書を作成するためのツールの作成も検討すべきであることが考えられる。

また、自治体職員からは、離婚当事者の時間的・精神的負担についても指摘されたところ、本調査研究の目的としては、父母当事者間での協議・取決めを促進することが望ましいものであるが、当事者の負担を下げるという意味合いからは、弁護士、法テラスや、養育費等相談支援センターといった第三者のサポートへアクセスする方法の重要性も併せて検討すべきであると思われる。

なお、当事者に対してこうした周知やサポートを行っていく前提として、自治体職員に対してもこうした養育費に関する情報を認識してもらうことが重要であり、広く関連部局に対する周知・広報活動が大切だと考えられる。

3 周知方法・作成ツール等について

今後、モデル案及び手引きを有効に活用して、父母間の協議による養育費の取決めを促進していくためには、養育費債権に先取特権が付与されたこと及びその趣旨について周知を進めた上、さらに、離婚を考えている当事者に対して、手に取りやすく、利用しやすいツールを提供していくことが必要不可欠である。

具体的には、合意文書を作成すべき時期は、離婚を考えた後、実際に離婚届を提出する前までであることが望ましいことから、離婚届を取りに来た当事者に対して、離婚届と併せて、合意文書の作成を促す周知書面を交付することなどが考えられる。他方、合意文書は、児童扶養手当などの手当等とは異なり、離婚する一方当事者による手続のみで完結せず、離婚する双方当事者の協力が必要不可欠である。そのため、離婚届を取りに来た一方当事者に対する周知のみでは不十分ではないかという指摘もあった。中には、離婚時ではなく、婚姻時から、このような合意文書作成の重要性について周知することが考えられるといった意見もあり、周知方法の在り方については引き続き検討することが求められる。

また、手引きについては、離婚を考えている当事者にとって、内容を始めから最後まで通読するには文量が多すぎるとの指摘があり、一覧性のあるチェックシート等にすべきであるとの指摘もあった。この点、既に述べたとおり、合意文書に関して説明すべき事項の内容からすれば、そのようなチェックシートのみによって全てを説明することは困難であると言わざるを得ないが、例えば、チェックシートをA4版1枚で作成した上、各項目について内容がもう少し詳しく知りたい場合には、手引きの該当ページを参照するよう促すなど、手引きの補助資料を作成することは検討できるようにも思われる。

さらに、文量の多さの弊害を解消する方法としては、漫画を作成する方法や動画を作成する方法も指摘された。これらの周知方法のツールについては、本調査研究において検討した結果を踏まえて、さらに複数のツールを作成していくことが考えられる。

なお、合意文書の作成においては、紙への記入のみならず、ウェブサイトにおける入力的方式もあり得るのではないかといった指摘もあった。この点についても、本調査研究において作成したモデル案の内容を踏まえて、さらにウェブサイトの開設などを検討することが考えられる。

以上のような周知方法・作成ツール等については、今後、民法等改正法の施行に向けた周知・広報活動の状況や、施行後の実務の運用状況等を踏まえて、引き続き検討を続けていくことが必要不可欠である。

以上のように、本調査研究では、限られた期間・事業予算内で、養育費合意文書及び作成の手引きの案の検討から効果検証までを行う必要があり、時間的な制約等から、盛り込むことができなかった事項も多い。

しかし、今後、父母間の協議による養育費の取決めを促進していくに当たり、父母間で作成す

べき合意文書のモデル案や、その合意文書を作成するための手引きについては、その方向性及び引き続き検討すべき論点の整理をすることができたように思う。

今後は、本調査研究において得られた方向性を踏まえ、引き続き検討すべき課題に取り組み、当事者や養育費債権の執行に関わる実務家のニーズを踏まえつつ、こどもにとってより良い養育費の取決めを促進するための取組みを継続していく必要があるだろう。

以上

別紙1 モデル案（合意文書）

養育費合意書

（支払条項）

第1条 [父 ・ 母] は、[父 ・ 母] に対して、次の表に定めるところにより、子の養育費を支払う。

子 1	氏 名		生年月日	
			年 月 日	
	支払期間		金額	支払時期
	☐ 年 月から 年 月まで ☐ 年 月から子が 歳に達した後の最初の3月まで		月額 円	☐ 毎月 日 1 か月分 ☐ 毎年 に か月分ずつ
子 2	氏 名		生年月日	
			年 月 日	
	支払期間		金額	支払時期
	☐ 年 月から 年 月まで ☐ 年 月から子が 歳に達した後の最初の3月まで		月額 円	☐ 毎月 日 1 か月分 ☐ 毎年 に か月分ずつ
子 3	氏 名		生年月日	
			年 月 日	
	支払期間		金額	支払時期
	☐ 年 月から 年 月まで ☐ 年 月から子が 歳に達した後の最初の3月まで		月額 円	☐ 毎月 日 1 か月分 ☐ 毎年 に か月分ずつ
子 4	氏 名		生年月日	
			年 月 日	
	支払期間		金額	支払時期
	☐ 年 月から 年 月まで ☐ 年 月から子が 歳に達した後の最初の3月まで		月額 円	☐ 毎月 日 1 か月分 ☐ 毎年 に か月分ずつ
振込先		※振込み以外の方法により支払うこととする場合、具体的な支払方法を記載してください。		
金融機関 銀行 支店				
口座の種類 普通・当座				
口座の番号				
口座の名義				
※振込手数料は、支払う側が負担することとする。				

(特約条項)

第2条 前条の規定のほか、本合意の特約として、次のとおり合意する。

(協議条項)

第3条 父及び母は、第1条の表に掲げる子について、父、母又は子の病気、進学、転職、再婚、養子縁組その他の事情により、養育費の金額その他の支払条件を変更する必要があるときは、別途、誠実に協議する。

(清算条項)

第4条 父及び母は、第1条の表に掲げる子の養育費について、本合意書に定めるもののほか未払のものが無いことを相互に確認する。

☐ 離婚の日から本合意書作成の日までに発生した法定養育費（民法第766条の3第1項の債権）については、[☐ 別途請求することができる／☐ 請求を放棄する]。

以上のとおり合意が成立したことを証するため、父母各自が氏名を記載（押印）する。

作成日 _____年____月____日

父

⑨

母

⑨

別紙2 こどものための養育費合意文書作成の手引き（Q&Aを含む）

第1 はじめに

1 養育費とは

養育費とは、こどもを監護・教育するために必要な費用のことをいいます。

一般的には、経済的・社会的に自立していないこどもが自立するまでに要する費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。

親のこどもに対する養育費の支払義務（扶養義務）は、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障するという強い義務（生活保持義務）だとされています。離婚により親権者でなくなった親であっても、また、こどもと離れて暮らすこととなった親であっても、こどもの親であることに変わりはありませんから、こどもに対して自分と同じ水準の生活ができるようにする義務があります。

こどもに対し、親としての経済的な責任を果たし、こどもの成長を支えることは、とても大切なことです。

2 養育費の取り決めについて

養育費は、こどものためのものですから、こどもと離れて暮らすことになる親とこどもの関係を大事にするためにも、離婚時にきちんと取り決めておくようにしましょう。新しい生活の始まりからすぐに養育費の支払がスムーズに行われるように、養育費の金額、支払期間、支払時期、支払方法などを具体的に決めておくのがよいでしょう。養育費の取り決めは、後日その取り決めの有無や内容について紛争が生じないように、口約束ではなく、書面に残しておくようにしましょう。

養育費の取り決めを書面にするには、父母間のみで合意書面を作成する方法のほか、公証人に依頼して公正証書を作成する方法や、裁判所の手続を経て調停調書等を作成する方法もあります。父母間の話合いで合意文書の作成を試みるほか、当事者だけで話合いが難しい場合には、弁護士や民間のADR（裁判外の調停、あっせん等の紛争解決手続）機関といった専門家に相談することも考えてみましょう。

第2 「養育費合意書」について

「養育費合意書」は、お子さんの養育費の支払について父母が取り決めた内容を証明するための文書の例です。例えば、書面を作成する場合には、2通作成し、双方で1通ずつ保管するのがよいでしょう。この合意書は、離婚届を提出する際に、提出しなければならない文書ではありませんが、お子さんが両親の離婚後も健やかに成長していけるよう、作成するように努めてください。

「養育費合意書」は、一般的に必要と考えられる項目を参考として記載しているものですので、父母双方が、お子さんの立場にたって、事案に応じて充実した内容を取り決めてください。

1 支払条項（第1条）

(1) 養育費を支払う者と受け取る者

誰が誰に対して養育費を支払うかを明確にしておく必要があります。養育費を支払う者、養育費を受け取る者について、書式の〔父・母〕に丸印を付けてください。なお、この合意書の中で出てくる「父」「母」とは、合意書末尾の「父」「母」の欄に氏名を記載した者となります。

(2) 養育費の対象となる子

誰についての養育費を支払うかを明確にしておく必要があります。

第1条の表のうち、「氏名」「生年月日」の欄には、養育費を支払う対象となる子の氏名と生年月日を記載してください。

(3) 養育費の金額

養育費は、こどもが日常生活を送る中で日々必要となるものですので、こども1人1人につき、まずは1か月当たりの金額を決めておくといよいでしょう。具体的な金額については、こどもの生活状況や父母の収入等に応じて、話し合いによって決めることが必要ですが、その際には、裁判所が公表している「算定表」が参考になります。この算定表は、家庭裁判所の実務においても参考にされているものですが、養育費の金額はそれぞれの事情に応じて決められるものですので、飽くまで算定表は目安であるということに注意してください。また、算定表は、こどもの人数と年齢（14歳までと15歳以上）により分かれていることにも注意してください。

なお、算定表では、こどもが2人以上の場合について、全員分の合計金額が提示されています。しかし、こどもの年齢が異なると、支払の終期も異なることから、算定表を参考にして合計金額を決めた上で、こども1人ずつの金額を決めておくといよいでしょう。

この算定表は、以下の裁判所ウェブサイト等で見ることができます。

https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryo/H3Oshihou_houkoku/index.html

(4) 養育費の支払期間

いつからいつまで養育費を支払うかを決めておくようにしましょう。

支払の始期については、例えば、合意書を作成した月又はその翌月を記載したり、離婚後、過去の時期に遡って養育費の支払を合意する場合には、過去の日付（「〇年〇月から」）を記載したりすること考えられます。また、離婚成立前にこの合意書を作成する場合には、具体的な日付を記載することができませんので、「離婚成立日の属する月」と記載すること考えられます。

支払の終期については、養育費はこどもが自ら働いて経済的に自立するまで支払われるべきものですので、成年（18歳）に達したからといって終了するとは限りません。そのため、20歳となる時点等、こどもが経済的に自立するために十分な期間を踏まえた具体的な時点としましょう。例えば、こどもが成年に達した後であっても、大学在学中については、そのこどもが自ら働いて経済的に自立することを期待することは困難ですから、養育費を支払うべき場合が多いと考えられます。そのため、こどもの大学等への進学の可能性なども踏まえて、「〇年〇月まで」や、「子が22歳に達した後の最初の3月まで」などと定めておくことが考えられます。

(5) 養育費の支払時期

毎月の養育費を支払わなければならない期限を決めておくようにしましょう。例えば、1か月ごとに支払うことにする場合には、「毎月〇日に」と定めておくようにしましょう。また、2か月ごとにまとめて支払うような場合には、「毎年奇数月の各〇日に2か月分」と合意をしておくことが考えられます。

(6) 養育費の支払方法

養育費をどのような方法で支払うかを決めておくようにしましょう。後のトラブルを避けるためには、支払履歴が残る金融機関への振込みの方法によることが望ましいです。その際、振込手数料は支払う側が負担することが一般的です。ただし、支払う側と受け取る側が合意すれば、他の方法によることも可能です。その場合には、具体的な方法を明記しておくようにしましょう。

2 特約条項（第2条）

第1条の内容は、一般的に必要と考えられる項目を記載しているものです。そのため、まずは、その項目に記載された内容についてしっかりと話し合って内容を取り決めてください。

しかし、それぞれの父母やこどもの事情によっては、これまでに記載した一般

的な項目では不十分な内容について取り決める必要性もあると思います。そこで、第2条においては、そのような特別な取り決めについて、父母双方が、お子さんの立場にたち、事情に応じて内容を記載してください。

例えば、次のような取決めをしておくことが考えられます。

ア 毎月の支払額を変動制にする場合（ボーナス支払時の加算等）

前記1(3)のとおり、養育費の額については、まずは月額で定めておくことが望ましいです。もっとも、例えば、収入の状況によっては、ボーナスの支払月に多めに支払い、その分だけ他の月については金額を抑えておく方がスムーズに支払ができることもあるかもしれません。

こうした取決めをする場合には、第1条の表のうち「金額」欄には基本となる金額を記載しつつ、第2条の特約として、「養育費の金額については、毎年7月と12月にそれぞれ〇万円を加算する。」などと、具体的な月と加算する金額を記載するとよいでしょう。

イ 特別な費用の負担（進学や病気等）

こどもの進学や病気等に伴って、月額で定める養育費だけでは対応できないような特別な出費が発生することもあります。

こうした特別な費用については、今後も連絡や話し合いがスムーズにできる関係性にあるのであれば、柔軟に対応できるように、その都度話し合って負担を決めることも考えられます（5ページ「3 協議条項（第3条）」を参照）。

他方で、何度も話し合うことによるトラブルやストレスを避けたいという場合には、あらかじめ負担の割合を決めておくことも考えられるでしょう。例えば、「△は、子1の進学、病気その他特別な事情による費用の負担が生じた場合には、その費用の合計額の2分の1を負担することとする。」などと記載することが考えられます。

また、例えば、こどもの年齢や就学状況等から、今後大学への進学が具体的に見込まれているようなケースでは、入学金や授業料について、詳細に合意をしておくことも考えられます。

ウ 養育費のうち、携帯電話の利用料金や塾の授業料等を、携帯電話会社や塾等に直接支払うことにする場合

養育費のうち、携帯電話の利用料金や塾の授業料等については、携帯電話会社や塾等に対して支払うべきものですが、養育費を支払う者が、直接携帯電話会社等に支払うという合意をすることもできます。ただし、こうした利用料金等については、毎月支払う金額が一定していないため、毎月支払うことに取り決めた養育費の金額と精算することが困難になる可能性があります。

そのため、こうした取決めをする場合には、毎月支払う金額については、利用料金等として想定される金額を差し引いた金額を取り決めた上、例えば、「△は□に対し、第1条の「金額」欄に記載の養育費のほか、子1の携帯電話の利用料金を、携帯電話会社に支払うことを約束する。」などと記載することが考えられます。

【携帯電話利用料金等の引落とし口座】

父母の間では、例えば、こどもの毎月の携帯電話の利用料金を別居親の口座から引落としにしており、離婚後も、そのまま同じ口座からの引落としにしておこうと考える場合があるかもしれません。しかし、各種料金等について、きちんと整理せずに別居親の口座からの引落としを続けていると、後に、養育費の一部は口座引落としにより支払済みではないかといった紛争につながるかもしれません。

そのため、基本的には、離婚の際に、各種料金等の引落とし口座を、別居親の口座から同居親の口座やこどもの口座に変更することが望ましいです。その上で、一部の料金等の支払を別居親の口座からの引落としにしたい場合には、前記ウのように、個別の取決めを行うようにしましょう。

3 協議条項（第3条）

養育費の支払は、長い年月継続するものです。その間、こどもの病気や進学（例えば、こどもが15歳になり、高校等に入学した場合）などにより監護費用が増えることもあるでしょうし、父母の転職により収入が変動したり、再婚や養子縁組などにより扶養家族が増えたりすることもあるでしょう。事後的な事情の変更がある場合には、いったん取り決めた養育費の増額や減額を柔軟に変更したり再度話し合ったりすることが望ましい場合があります。

そのため、第3条においては、第1条及び第2条により取り決めた内容についても、このような事情の変更がある場合には、別途、誠実に協議することを定めています。こどもの利益のことも考えて、いったん取り決めた合意書の内容にこだわりすぎることなく、柔軟な話合いに応じるようにしてください。

なお、相手方がこのような話合いに応じてくれない場合などについては、家庭裁判所の家事調停手続等を利用することができます（10ページ「養育費についてのQ&A」のQ1を参照）。

【父母の住所・勤務先・連絡先等を変更した場合】

養育費の支払がきちんと行われていくためには、父母が離婚後も適切に連絡を取り合うことが必要です。ところが、相手方に告げずに住所・勤務先・連絡先等を変更した場合、その連絡がスムーズに行われず、養育費の支払にもトラブルが生じる可能性があります。そのため、こうしたトラブルを避けるために、自身の

住所等を変更した場合は、相手方に対し、変更後の住所等を伝えるようにしましょう。

もっとも、父母間のDVや、子への虐待等があるような場合には、住所や勤務先等の秘匿について配慮が必要なこともあります。

また、養育費の振込先を、合意書に記載したものとは別の金融機関に変更したい場合には、相手方と再度話し合って決めるようにしましょう。

4 清算条項（第4条）

この合意書を作成した後は、事後的な事情の変更がない限り、この合意書の内容に従って養育費の支払を行っていくことになります。そのため、後に紛争にならないように、第4条においては、この合意書に定めたもの以外に養育費の未払がないことを確認しています。

他方、令和6年の民法改正により、離婚のときに養育費の取り決めをしていなくても、離婚後から引き続きこどもの監護を主として行う父母は、一定額の「法定養育費」を請求することができるようになりました（なお、法定養育費の規定は、改正法施行後に離婚したケースのみに適用されます）。そのため、養育費について、離婚の際には合意が調わず、その後一時して合意を行った場合、離婚の日から合意書作成の日までの期間は、合意書の内容にかかわらず法定養育費が発生していることになります。

このように、合意書の内容と別に法定養育費が発生している場合、後にその支払について紛争にならないよう、口の中に✓を記載して、法定養育費の支払についても取決めをするようにしましょう。法定養育費について、この合意書に定めた金額とは別に請求する場合には、「口別途請求することができる」を選んで✓を記載し、法定養育費の支払を求めず、請求を放棄する（債権を消滅させる）場合には、「口請求を放棄する」を選んで✓を記載してください。

【法定養育費制度】

法定養育費は、離婚の日から発生し、法定養育費の支払義務を負う父母は、毎月末に、その月の分の法定養育費を支払う必要があります。また、法定養育費は、①父母が養育費の取決めをしたとき、②家庭裁判所における養育費の審判が確定したとき、③こどもが18歳に達したときのいずれか早い日まで発生し続けます。

しかし、法定養育費は、飽くまでも養育費の取決めをするまでの暫定的・補足的なものです。こどもの健やかな成長を支えるためには、父母の協議により、各自の収入などを踏まえた適正な額の養育費の取決めをしていただくことが重要です。そのため、法定養育費制度が存在することにもかかわらず、離婚の際には、養育費の合意書を作成するよう努めてください。

また、法定養育費の規定は、改正法施行後に離婚したケースのみに適用されます。改正法施行前に離婚した場合には、法定養育費は発生しませんので、養育費

の支払を求めるために、父母の協議等により養育費の額を取り決めてください。

5 作成日・氏名（押印）

「作成日」の欄には、この合意書を作成した日付を記載してください。

「父」「母」の欄には、この合意書を作成した父母の氏名を記載してください。その際、この合意書を作成した父母本人が手書きで氏名を記載すること、また、この合意書を作成した父母本人が押印をすることが望ましいです。いずれも必須のものではありませんが、できる限り、その両方又は少なくともその一方をすることが望ましいです。

【合意文書の成立の真正】

養育費について、仮にこの合意書に従った支払がされず、相手方に対してその支払を求める手続を行うこととなった場合、この合意書を裁判所に提出することが考えられます。その際、養育費の支払を申し立てる者は、この合意書が作成者である父母の意思に基づいて作成されたこと（このことを、法律上、「成立の真正」といいます。）を証明しなければなりません。

「成立の真正」が証明されたかは最終的には裁判所が判断する事柄ですが、本人の署名（本人が手書きで氏名を記載すること）や本人の押印（本人が印鑑を押すこと）があるときには、合意書の「成立の真正」が認められやすいことになります。そのため、後の紛争をなくすためにも、できる限り、父母本人が、署名をするか、署名ができない場合には名前を印字した横に押印することが望ましいです。

また、例えば、養育費の取決めをする際に相手方と手紙やメール、SNSなどでやりとりをしていた場合には、後にその取り決めた内容について争いとなった場合に備えて、その取決めの経緯が分かるような手紙やメール、SNSなどを、やりとりの前後の一連の流れを含めて保存しておくとい良いでしょう。

第3 養育費の履行確保手続について

父母の話合いで養育費の支払について文書で取り決めた後は、その合意書に従って決まった金額が支払われていくことが大事です。その際、例えば、約束の期日までに養育費が支払われなかったときは、まずは、父母間で誠実に話し合い、養育費の支払を求めていくことが大切です。

また、父母間での話し合いが難しい場合には、弁護士や民間のADR機関といった専門家に相談することもできます。

しかし、場合によっては、養育費の支払が行われず、話し合いでは解決することもできない状態になることがあるかもしれません。そのような場合には、相手方の財産（給与や預貯金等）を差し押さえるなどしてそこから養育費を回収する「民事執行」の手続を利用することができます。

1 民事執行の申立て

民事執行の申立ては、例えば、相手方の債権を差し押さえる場合、基本的には相手方の住所地を管轄する地方裁判所に対して行うことになります。

また、民事執行の申立てをする場合、地方裁判所に対して、債務名義と呼ばれる文書（公正証書や調停調書など）又は先取特権と呼ばれる優先権の存在を証明する書面（父母間の合意書など）のいずれかを提出することが必要になります。ただし、父母間の合意書によって民事執行の申立てができるのは、子1人につき月額●万円までの範囲と定められています。

なお、令和●年●月●日（令和6年に成立した民法等改正法の施行日）以前に生じた養育費について民事執行の申立てをするためには、債務名義が必要になります。

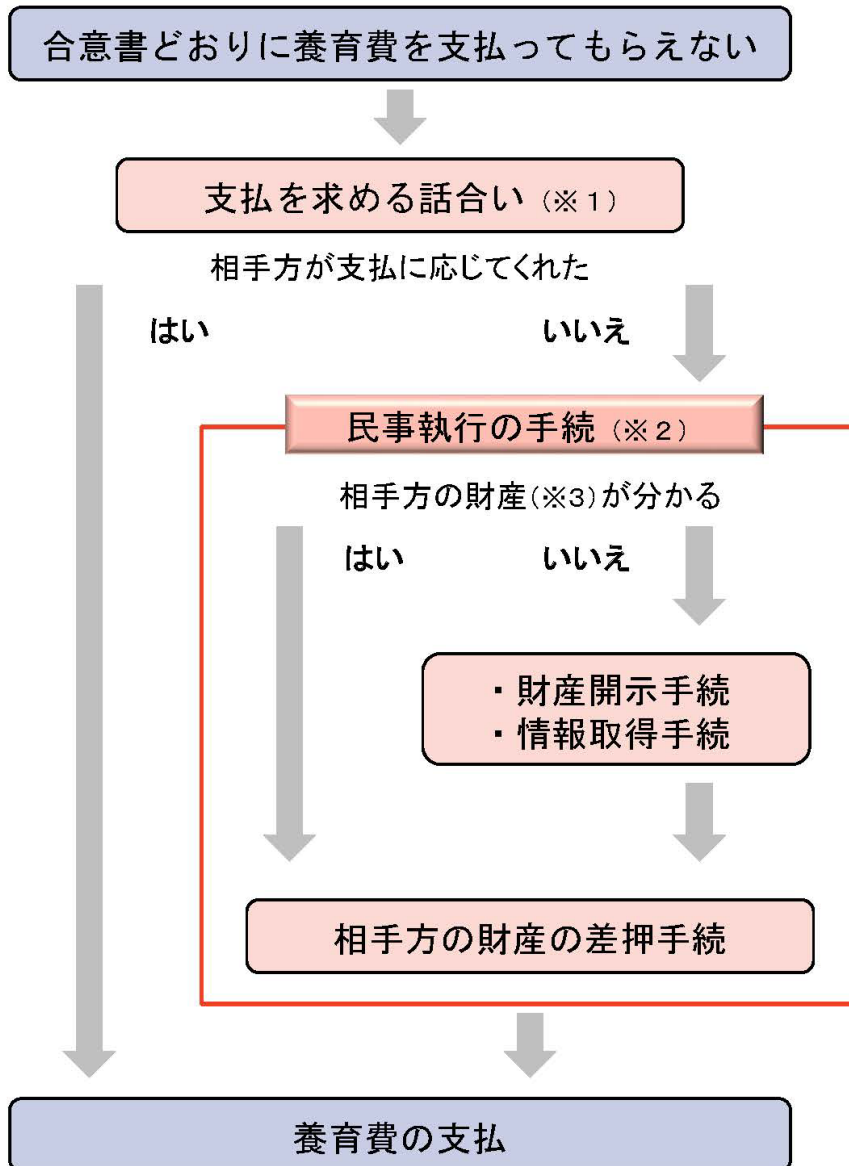
2 財産開示手続・第三者からの情報取得手続

相手方の財産を差し押さえるためには、その財産を特定するための情報を持っていることが必要ですが、相手方にどんな財産があるか分からない場合もあります。

そこで、相手方の財産に関する情報を得る手続として、裁判所が相手方を呼び出して、どのような財産を持っているかを裁判官の前で明らかにさせる手続（「財産開示手続」）や、相手方以外の第三者（例えば、銀行などの金融機関や市区町村等）から相手方の財産（給与や預貯金等）に関する情報を得る手続（「第三者からの情報取得手続」）が用意されています。

なお、給与債権については、地方裁判所に対する1回の申立てで、①財産開示手続、②給与に関する情報取得手続、③判明した給与の差押手続といった一連の手続を連続的に行うことができます。

【合意書で定めた養育費の支払に向けたフローチャート】



※1 父母間での話し合いが難しい場合には、弁護士や民間のADR機関といった専門家に相談することもできます。

（弁護士に相談したい場合） https://www.nichibenren.or.jp/legal_advice.html

（ADR機関に相談したい場合） <https://www.adr.go.jp/>

※2 民事執行の申立ては、地方裁判所に対して行うことになります。

（管轄裁判所や申立てに必要な書式例等を調べたい場合）

https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_minzi/minzi_02_01/index.html

※3 相手方の財産としては、例えば、勤務先の給与、銀行等の預貯金のほか、自動車や土地・建物等が考えられます。

「養育費についてのQ&A」

Q1 相手方が養育費についての話し合いに応じたくない場合や、話し合いがまとまらない場合は、どうしたらいいのでしょうか。

A1 家庭裁判所の家事調停手続を利用することができます。家事調停手続は、夫婦等の間のもめ事について、裁判官と調停委員が間に入り、非公開の場で、話し合いによって妥当な解決を目指す手続です。法務省のホームページ(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00288.html)に、養育費に関する家事調停の簡単な申立書を掲載していますので、参考にしてみてください。

家事調停手続においても話し合いがまとまらなかった場合、家事調停手続は終了しますが、引き続き、家事審判手続に移行し、そこで必要な審理が行われた上で、審判という裁判によって結論が示されることになります。

Q2 離婚前の別居中でも養育費の請求ができますか。

A2 離婚前でも、別居して子どもを育てている場合には、子どもを育てている方の親は、他方の親に、「婚姻費用」の分担請求として、子どもを育てるために必要な費用を含めた生活費の支払を求めることができます場合があります。

Q3 親子交流に応じなければ、養育費を支払ってもらえないのですか。

A3 そのようなことはありません。養育費の支払と親子交流とは別問題ですので、親子交流に応じなければ養育費を支払ってもらえないということにはなりません。ただし、親子交流も、子どもの健やかな成長のためにとても大切なことですから、養育費の支払と親子交流の実施のどちらの場面においても、子どもの幸せを第一に考えましょう。

Q4 養育費についてもっと詳しく知りたいのですが、どこに相談に行けばよいですか。

A4 地方公共団体によっては、相談窓口を設置したり、無料法律相談等を行ったりしているところがありますので、まずは、各地方公共団体に聞いてみるとよいでしょう。

また、養育費等相談支援センターにおいても、養育費等についての相談に応じていますし、その他全国に母子家庭等就業・自立支援センターが設置されており、そこでも養育費等についての相談に応じている所があります。

裁判手続や強制執行手続等の法制度について知りたい場合には、最寄りの弁

護士会や日本司法支援センター（法テラス）に問い合わせてみるとよいでしょう。

親同士のみのお話し合いが難しければ、弁護士や民間のADR（裁判外の調停、あっせん等の紛争解決手続）機関といった第三者に間に入ってもらい、取り決めることも考えられます。

さらに、家事調停の申立て等をお考えであれば、必要な書類等の手続面について、各家庭裁判所に問い合わせることもできます。

具体的な問い合わせ先は、法務省のホームページ（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00013.html）を参考にしてみてください。